令和3年度 指定介護保険 サービス事業者等 集団指導資料

指定居宅介護支援



担当 福祉部介護福祉課介護給付係

電話(046)225-2240(直通)

Mail 2230@city.atsugi.kanagawa.jp

1. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準

厚木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

居宅介護支援事業の人員、運営の基準については、「厚木市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の規定に基づき、平成30年4月1日から厚木市が指定を行うこととなっております。

具体的な基準については、国が定めた「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第38号)」に準じており、厚木市独自の基準については、文書等の保存期間を「2年間」から「5年間」と、「暴力団経営支配法人等でない者」の2点を独自に規定しています。

※法:介護保険法

※以下、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」より

(1)基本方針

第1条の2

- 1 居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な 限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる ように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、 利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者 から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び 人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等 が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、 公正中立に行わなければならない。
- 4 居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第百十 八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ 有効に行うよう努めなければならない。

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等)

第百十八条の二 厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報(以下「介護保険等関連情報」という。)のうち、第一号及び第二号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとするとともに、第三号及び第四号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

- 一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定 別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省 令で定める事項
- 三 訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを利用する要介護者 等の心身の状況等、当該要介護者等に提供される当該サービスの内容その他の厚生労働省 令で定める事項
- 四 地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事項

(2)人員に関する基準

項目	条 文	内 容
従業者の員数	第2条 第1項	内 谷 居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに 1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援 専門員であって常勤であるものを置かなければならない。 介護支援専門員の資格は5年ごとの更新制度が導入 されています。資格の有効期間が切れている場合、 介護支援専門員として業務に従事することはできません。
	第2項	前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。 取扱件数及び基準担当件数については、事業所全体としての常勤換算後の介護支援専門員1人当たり何件取り扱うものかを定めています
管理者	第3条 第1項 第2項 第3項	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

管理者は主任介護支援専門員であることが要件となり、<u>令和9年3月31日</u>までは経過措置として、介護支援専門員をあてることが認められています。しかし、事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間終了までに主任介護支援専門員を配置することが望ましいとされています。

なお、この経過措置が適用される事業所は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門

員でない者が管理者である指定居宅介護支援事業所となります。令和3年4月1日以降に管理者を変更する場合、管理者は主任介護支援専門員である必要があります。

また、期日までに主任介護支援専門員の管理者が配置出来ない場合は、人員基準違反となり、人員が配置出来るまでサービスの休止又は事業所の廃止など必要な対応を行う必要があります。

管理者は、事業所の営業中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があり、業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。

「常勤」について

「常勤」とは事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものですが、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合には、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能となりました。

ただし、常勤換算方法については、従前どおり「当該事業所の従業者の勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法」であり、その計算に当たっては、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者の有無は問題にはなりません。

また、産前産後休業、育児休業又は育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能となります。

(3)運営に関する基準

	営に関する基	
項目	条 文	内 容
内容	第4条	
及び	第1項	居宅介護支援事業者は、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじ
手続		め、利用申込者又はその家族に対し、第 18 条に規定する運営規程の概
きの		要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事
説明		項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申
及び		込者の同意を得なければならない。
同意		
	第2項	居宅介護支援事業者は、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじ
		め、居宅サービス計画が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希
		望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事
		業者等を紹介するよう求めることができる こと、 <u>前六月間に当該指定介</u>
		護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪
		問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下訪問介
		の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によっ
		て提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければ
		ならない。
		居宅サービス計画の作成に当たって利用者には、複数の指定居宅
		サービス事業者等の紹介を求めることや、計画原案に位置付けた指
		定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができることな
		どを説明しなければならない。
		なお、説明を行うに当たっては、理解が得られるよ、文書の交付
		に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行い、理解したことについて必
		ず利用申込者から署名を得なければならない。

第3項

居宅介護支援事業者は、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

利用者が入院する場合には、居宅における日常生活の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先の医療機関と共有することで、医療機関の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる。そのため、利用者又はその家族に対し担当介護支援専門員の連絡先を入院時には、病院等に伝えてもらうよう協力を求めるものである。

具体的には、介護保険証や健康保険被保険者証、お薬手帳等に介護支援専門員の連絡先を一緒に保管してもらうことを依頼するのが望ましい。

第4項

居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
- イ 居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又は その家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を 通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファ イルに記録する方法
- ロ 居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第5項 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を 出力することによる文書を作成することができるものでなければなら ない。 第6項 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、居宅介護支援事業者の使 用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算 機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 第7項 居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事 項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家 族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文 書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第4条各号に規定する方法のうち居宅介護支援事業者が使用 するもの (2) ファイルへの記録の方式 第8項 前項の規定による承諾を得た居宅介護支援事業者は、当該利用申込者 又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を 受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対 し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなら ない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承 諾をした場合は、この限りでない。 事業所の重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務体制、 事故発生時の対応、苦情処理の体制等利用申込者がサービスを選 択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパ ンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業 所からサービスの提供を受けることにつき同意を得なければなり ません。当該同意については、書面によって確認することが適当 です。 提供 第5条 事業者は、正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒んではならない。 拒否 なお、"正当な理由"とは、①当該事業所の現員から利用申込に

7

が明らかな場合等です。

応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の

事業の実施地域外である場合、③利用申込者が他の指定居宅介護 支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていること

の禁

止

サビ提困時対受資等確一ス供難の応給格の認	第6条	指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を 勘案し、利用申込者に対し自ら適切な居宅介護支援を提供することが困 難であると認めた場合は、他の居宅介護支援事業者の紹介その他の必要 な措置を講じなければならない。 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場 合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護 認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
要介	第8条	
護認定の申請	第1項	指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
に 係 る 援 助	第2項	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が 既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当 該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要 な援助を行わなければならない。
	第3項	指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。
身分	第9条	指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援
を証		専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその
する書類		家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
可規の携		
行		
利用	第10条	
料等	第1項	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規
の受		定に基づき居宅介護サービス計画費が当該居宅介護支援事業者に支払
領		われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を

_		_
		受ける利用料、(居宅介護サービス計画費の支給対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、居宅介護サービス計画費の額との間に、
		不合理な差額が生じないようにしなければならない。
		11日本な生物が上しないようにしなりないないようない。
	第2項	 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定によ
		り通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支
		援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けること
		ができる。
	第3項	 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービス
	男 3 垻 	相足居宅川護文援事業有は、前頃に規定する賃用の額に係るサービス の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サ
		の徒族にヨたっては、めらかしめ、利用有又はその家族に対し、ヨ該リ ービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければ
		ならない。
保険	第11条	指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条
給付		第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指
の請		定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
求の		
ため		
の証		
明書		
の交		
付出力	然 1 0 夕	
指定	第12条	
居宅	第1項	指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう 行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなけれ
支援		はならない。
の基		10.00.00
本取	第2項	 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質
扱方		の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
針		
指定	第13条	指定居宅介護支援の方針は、第1条の2に規定する基本方針及び前条
居宅		に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとす
介護		る。
支援		(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サ
の具		ービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
体的		(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを
取扱		旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等につ
方針		いて、理解しやすいように説明を行う。
		(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利

用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心 身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等 の利用が行われるようにしなければならない。

- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たって は、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域におけ る指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等 の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとす る。

介護支援専門員は、利用者自身がサービスを選択することを基本に、これを支援するものです。

このため、介護支援専門員は、利用者によるサービスの選択に 資するよう、利用者から居宅サービス計画の作成にあたって複数 の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には、 誠実に対応するとともに、居宅サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者 等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は その家族に対して提供するものです。

したがって、特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはなりません。

また、例えば集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはなりませんが、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはなりません。

(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業所とサービス提供事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は居宅サービス計画に位置づけたサービス提供事業者から個別サービス計画の提出を求めることとし、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認してください。

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議を招集して行う会議 (テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置 等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、 利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。) が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当 該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。) の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有する とともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者 から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、<u>利</u> 用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、 主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむ を得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によ り意見を求めることができるものとする。

テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・ 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取 扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全 管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定 居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分 した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又 はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なけれ ばならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該 居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならな い。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス 計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメント を含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定 居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うも のとする。
- (13) の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者 に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用 者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活状況に係る 情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師 若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

利用者の服薬状況、口腔機能その他の心身又は生活状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性を検討するにあたり有効な情報である。例えば、

- ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している。
- ・薬の服用を拒絶している。
- ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている。
- ・口臭や口腔内出血がある。
- ・体重の増減が推測される見た目の変化がある。
- ・食事量や食事回数に変化がある。
- ・下痢や便秘が続いている。
- ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある。
- ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも 関わらず提供されていない状況

などの情報のうち、主治医等の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治医等に情報提供するものとする。なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のための主治医意見書を記載した医師に限定されない。

- (14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。) に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - イ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に 面接すること。
 - ロ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当 者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性につい て、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対す る照会等により意見を求めることができるものとする。
 - イ 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定 する要介護更新認定を受けた場合
 - ロ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定 する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (16) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービス が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその 居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合 又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合に は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとす る。
- (18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (18) の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

訪問介護の<u>生活援助が中心</u>である回数が次の回数以上、居宅サービス計画に位置付ける場合には、その必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、市に届け出なければならない。

イ 要介護1 1月につき27回

ロ 要介護2 1月につき34回

ハ 要介護3 1月につき43回

ニ 要介護4 1月につき38回

ホ 要介護5 1月につき31回

なお、届出に当たっては、当該月において作成又は変更(軽微な変更を除く)した居宅サービス計画のうち上記の基準以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画(利用者の同意を得て交付したケアプラン)ものについて、翌月の末日までに市に届け出ることとなります。

本件については、平成30年10月1日より施行されるため、10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届出を行うこととなります。

- (18) の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特定居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合(100分の70以上)及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合(100分の60以上)が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
- (19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (19) の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

主治医等との円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。

交付方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定申請時の主治医意見書を記載した医師に限定されません。

- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は 短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅に おける自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用 者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、 短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が<u>要介</u> 護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければ ならない。

短期入所の利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね 半数を超えない」という目安については、居宅サービス計画の作 成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている 環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に 応じて弾力的に運用することが可能であり、<u>要介護認定の有効期</u> 間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるも のではない。

したがって、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が**特に必要と認められる場合**においては、これを上回る日数を居宅サービス計画に位置付けることも可能である。

(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

要介護1の利用者に対する福祉用具の貸与については、別紙資料を参照。

- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認 定を受けた場合には、介護予防支援事業者と当該利用者に係る必 要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (26) 居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、 介護予防支援事業者から介護予防支援の業務の委託を受けるに 当たっては、その業務量等を勘案し、当該居宅介護支援事業者が 行う居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなけれ ばならない。
- (27) 居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、 同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための 資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあっ た場合には、これに協力するよう努めなければならない。

1 サービス担当者会議について

- (1) サービス担当者会議の開催について
 - サービス担当者会議を開催しなければならないタイミング
 - ア 新規作成・変更作成の場合
 - ① 新規に居宅サービス計画の原案を作成したとき
 - ② 居宅サービス計画を変更するとき
 - ⇒サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と 共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者か ら、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - イ 居宅サービス計画の変更を検討しなければならない場合
 - ③ 要介護更新認定のとき
 - ④ 要介護状態区分の変更認定のとき
 - ⇒サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の変更について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - ※ サービス担当者会議は、居宅サービス計画に位置づけたサービスの担当者全員の 出席が原則ですが、やむを得ない理由がある場合においては、担当者に対する照 会により意見を求めることが可能です。その際は、担当者の意見の内容、出席で きないやむを得ない理由を記録しておいてください。

<やむを得ない理由がある場合>

- ①サービス担当者会議開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により参加を 得られなかった場合(サービス担当者会議は「軽微な変更」である場合を除き、居宅 サービス計画に係る担当者全員が参加する必要があります。)
- ②居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない 場合
- ③居宅サービス計画の「軽微な変更」に該当する場合
 - ※ やむを得ない理由があり、サービス担当者に意見照会を行った場合においても、 利用者の状況等についての情報や、居宅サービス計画原案の内容を共有できるよう にする必要があります。
 - ※ サービス担当者会議には、利用者及びその家族の参加を基本としますが、 家庭内 暴力等により、利用者又はその家族の参加が望ましくないときは、必ずしも参加を 求めるものではありません。
- (2) 居宅サービス計画の「軽微な変更」の場合

居宅サービス計画を変更する場合、基準第13条第3号から第12号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことと規定されているところですが、「軽微な変更」(介護支援専門員が一連の業務を行う必要性がないと判断したもの)を行う場合には、この必要はないものとされています。この「軽微な変更」に該当するか

どうかは、変更する内容が基準第13条第3号から第12号までの一連の業務を行う必要性 の高い変更であるかどうかによって、軽微であるかを判定すべきとされています。

※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める規則

第13条(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第3号 継続的かつ計画的なサービスの利用
- 第4号 総合的な居宅サービス計画の作成
- 第5号 利用者自身によるサービスの選択
- 第6号 課題分析(アセスメント)の実施
- 第7号 課題分析における留意点 (利用者の訪問・面接等)
- 第8号 居宅サービス計画の原案の作成
- 第9号 サービス担当者会議による専門的な見地からの意見聴取
- 第10号 居宅サービス計画の原案に係る説明・同意
- 第11号 居宅サービス計画の交付
- 第12号 指定居宅サービス事業者等に対する個別サービス計画の提出要求

⇒判断のポイント

- □ 利用者の希望による変更か。
- □ 利用者の状態像に変化はないか。
- □ サービス担当者会議を開催する必要のない変更であると自信を持って判断できるか。
- ※ 本来、サービス担当者会議の開催が必要であった変更について、事業所が誤って「軽微な変更」として扱い、サービス担当者会議を行わなかった場合や、変更した居宅サービス計画を利用者及びサービス担当者に交付しなかった場合は、運営基準減算の対象となります。判断に迷うケースについては、市に確認してください。

< 居宅サービス計画の「軽微な変更」に該当するケース>

変更内容 「軽微な変更」に該当するケースの例

- 1 サービス提供の曜日変更
 - 利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日 付の変更のような場合
- 2 サービス提供の回数変更
 - 同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減
- 3 利用者の住所変更
- 4 事業所の名称変更

単なる事業所の名称変更

5 目標期間の延長

目標期間終了後、再度目標の設定を検討した結果、居宅サービス計画上の目標設

定(課題や期間)を変更する必要がなく、単に目標設定期間を延長する場合 ※目標設定の再検討は、必ず行ってください。

- 6 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合 福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更
- 7 目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変 更
- 8 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合 第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合
- 9 担当介護支援専門員の変更 契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新 しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること)
- 「軽微な変更」に該当する居宅サービス計画の変更の場合、サービス担当者会議の 開催の必要はなく、担当者への照会等により意見を求めることが可能ですが、介護支 援専門員がサービス事業所へ周知した方がよいと判断されるような場合などについて、 サービス担当者会議を開催することを制限するものではありません。
- 居宅サービス計画の「軽微な変更」に該当する変更であるが、サービス担当者会議 を開催する必要がある場合には、必ずしも居宅サービス計画に関わる全ての事業所を 招集する必要はなく、「やむを得ない理由」がある場合として照会等により意見を求 めることもできます。

2 アセスメントについて

- (1) アセスメントは、ケアマネジメントにおいて、介護支援専門員が行う最も重要で 専門的な作業といえます。アセスメントについては、「適切な方法」により、利用 者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が日常生活を営むことができるように 支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこととされています。
 - ⇒「適切な方法」:介護支援専門員の個人的な考え方や手法ではなく、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められるもの
- (2) 老企第29号に「課題分析標準項目」が提示されています。これは、介護サービス 計画の適切な作成等を担保すべく標準例として提示されているものです。このため、 独自のアセスメント方法等を採用する場合であっても、当該23項目は網羅されるべ きものです。
- ○課題分析標準項目(老企第29号別紙4)
 - <基本情報に関する項目>
 - ①基本情報、②生活状況、③利用者の被保険者情報、④現在利用しているサービスの

状況、⑤障害老人の日常生活自立度、⑥認知症である老人の日常生活自立度、

- ⑦主訴、⑧認定情報、⑨課題分析理由
- <課題分析に関する項目>
- ⑩健康状態、⑪ADL、⑫IADL、⑬認知、⑭コミュニケーション能力、
- ⑤社会との関わり、⑥排尿・排便、⑪じょく瘡・皮膚の問題、®口腔衛生、
- ⑨食事摂取、⑩問題行動、⑪介護力、⑫居住環境、⑳特別な状況
- ○利用者の解決すべき課題を把握するためには・・・
 - ・利用者の心身の状態、生活環境、介護力等の各項目の情報を的確かつ総合的に把握 し、利用者及びその家族が直面している問題や生活を営む上での課題(自覚・無自覚) を整理し、その原因・背景をあらゆる面から分析し、「状態」と「原因」をつなげて いく必要があります。
 - ・アセスメントを通じて利用者が「望む生活」に向けて前向きに課題を受け止め、主 体的な取組みができるよう、専門職として働きかけることが重要です。
 - ・大切なのは、自立支援を目指す居宅サービス計画を作成することですので、問題点 や課題などから、支援が必要な状況を明らかにするだけではなく、利用者及びその家 からポジティブな生活意欲を引き出し、利用者の有する能力や改善の可能性に着目し たアセスメントを行うことが重要です。

3 モニタリング

居宅介護支援事業者として、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続ける必要があります。そのため、介護支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行わなければなりません。

- ⇒モニタリングは特段の事情(※)がある場合を除き①②を行う必要があります。
 - ① 少なくとも1月に1回は利用者の居宅を訪問して、利用者に面接して行うこと
 - ② 少なくとも1月に1回はその結果を記録しなければならないこと

上記要件のうち、いずれかひとつでも満たさない場合、運営基準減算となります。

※特段の事情

利用者が入院中であることなど、物理的な理由がある場合を指します。特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておいてください。

⇒利用者に起因する内容であるものに限ります。事業者側の都合は「特段の事情」に は該当しません。 ○ モニタリングには継続的なアセスメントの実施も含まれます。

<継続的なアセスメントの目的>

- ・利用者が抱える問題を明らかにすること
- ・利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること

○ 評価表について

モニタリングにおいて、ケアプランに位置づけられたサービスの実施状況を把握し、 短期目標を達成するために位置付けたサービスの提供期間が終了した際に、その評価・ 検証を行うための評価表が国によって策定されています。これは、短期目標の終了時期 に、サービスを提供する関係者の間で、目標の達成度合いとその背景を分析・共有する ことで、次のケアプランに向けた再アセスメントがより有効なものとなることも企図し ています。

<活用の場面>

- ・介護支援専門員にかかる研修で活用
- ・ケアプランを見直す際に開催するサービス担当者会議や地域ケア会議等での情報共 有に活用
- ・モニタリングにおいて把握した情報をサービス担当者間で共有する場面等での活用
- ※ 評価表とその活用方法を説明している「課題整理総括表・評価表の活用の手引き」 は「介護情報サービスかながわ」に掲載されていますので、参考にしてください。

「介護情報サービスかながわ」(http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/)

- ⇒ ライブラリー(書式/通知)
 - ⇒ 5. 国・県の通知
 - ⇒ ★★介護保険最新情報(厚生労働省通知)★★
 - ⇒ 介護保険最新情報vol.379

対定により同条
:健康保険団体連
食団体連合会)に
旨定居宅サービス
に関する情報を
けられている基準
注給に係る事務に
E 保険団体連合会
る指定居宅サー
けたものに関す
事業者の利用を希
忍定を受けた場合
音に対し、直近の
付しなければな
川用者が次のいず
J用者が次のいず ffを市に通知しな
音を市に通知しな 用に関する指示
旨を市に通知しな
を市に通知しな 用に関する指示 進させたと認め
音を市に通知しな 用に関する指示

第17条 第1項	居宅介護支援事業所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援 専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る 調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければなら ない。
第2項	居宅介護支援事業所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援 専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命 令を行うものとする。
第18条	居宅介護支援事業者は、居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定(以下「運営規定」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。 1 事業の目的及び運営の方針 2 職員の職種、員数及び職務内容 職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規定を定めるに当たっては、基準第2条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載しても差し支えありません。
	3 営業日及び営業時間 4 居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題 分析の手順等を記載してください。 5 通常の事業の実施地域 6 虐待の防止のための措置に関する事項 (虐待の防止に係る経過措置) 令3省令9号附則第2条の施行の日から令和6年3月31日まで の間、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定め ておくよう努める(努力義務)とされています。 虐待防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修 方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場 合の対応方法等を指す内容を記載してください。 7 その他運営に関する重要事項
	第1項第2項

第19条 勤務 体制 居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な居宅介護支援を提供でき 第1項 の確 るよう、居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤 保 務の体制を定めておかなければならない。 居宅介護支援事業者は、居宅介護支援事業所ごとに、当該居宅介護支 第2項 援事業所の介護支援専門員に居宅介護支援の業務を担当させなければ ならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限り でない。 第3項 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その 研修の機会を確保しなければならない。 第4項 居宅介護支援事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点か ら、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言 動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専 門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必 要な措置を講じなければならない。 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における 性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等 についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業 主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問 題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年 厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。) 特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業者の指針等の明確化及びその周知啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラス メントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周 知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するた めに必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相 談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する こと。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等 の措置義務について、中小企業(医療・介護を含むサービス業を 主たる事業とする事業主については資本金5000万円以下又は常 時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされ

ていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から必要な措置を講 じるよう努めてください。

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行 為の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが 望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために 必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルへ ルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) 及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、 業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されている。介護現場 では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメント の防止が求められていることから、事業主が講ずべき措置の具体 的内容の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場における ハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け) 研修のた めの手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、 上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームペ ージに掲載しているので参考にしてください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newspage 05120.html)

業務 継続 計画

定等

第19条 Ø 2

第1項 の策

居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者 に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の 体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」とい う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければな らない。

業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目 の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナ ウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施 設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を 参照してください。

- イ 感染症に係る業務継続計画
 - a 平時からの備え(体制構築・整備、備蓄品の確保等)
 - b 初動対応
 - c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者へ の対応、関係者との情報共有等)
- ロ 災害に係る業務継続計画
 - a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、必要品の備蓄等)
 - b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
 - c 他施設及び地域との連携

	第2項	居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画につい
		て周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければな
		らない。
		研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容
		を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時
		の対応にかかる理解の励行を行うものとする。
		職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)
		な研修を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施する
		ことが望ましい。また、研修の実施内容についても記録してくだ
		さい。
		訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した
		│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │
		 業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践す
		るケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。
		訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上
		及び実地で実施するものを適切組み合わせながら実施すること
		が効果的です。
	然 0 五	日本人类土场市类类体,与用品区类交级体制工作日本工作区、公司
	第3項	居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要
		に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
		(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
		・ 令3省令9号附則第3条 施行の日から令和6年3月31日まで :
		の間、業務継続計画の策定等について努力義務となっています。
設備	第20条	居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有する
及び		とともに、居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければ
備品		ならない。
等		
従業	第21条	居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態に
者の		ついて、必要な管理を行わなければならない。
健康		
管理		
感染	第21条	居宅介護支援事業者は、当該居宅介護支援事業所において感染症が発
症の	の 2	生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければ
予防		ならない。
及び		1 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延
まん		の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し
延の		て行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催
防止		するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図
のた		ること。

めの措置

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要です。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、 事業所に治氏が求められるものであるが、他のサービス事業者と の連携等により行うことも差し支えありません。

感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えありません。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。

2 当該指定介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規程してください。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、 ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の 対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保 健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政 等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の 連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく ことも必要となります。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場に おける感染対策の手引き」を参照してください。

3 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、 感染症の予防及びまん延の防止のため研修及び訓練を定期的に実 施すること。

介護支援専門員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものです。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期 的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感

	1	
		染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録するとこが必要です。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じて行ってください。また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。
掲示	第22条	
	第1項	居宅介護支援事業者は、居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営 規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービ スの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 掲示は、事業所内の目につきやすい場所に掲示することがポイントです。壁に張り出したり、ファイルにして設置してください。 介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非 常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護支援専門員の氏名 まで掲示することまでは求めていません。
	第2項	指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規程
初來		したものである。
秘密 保持	第23条第1項	居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

	第2項	居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者
		が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密
		を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
		必要な措置とは:
		従業者が従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保
		持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金に
		ついての定めを置くなどの措置を指します。
	第3項	居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個
	714 0 71	人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を
		用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなけれ
		がる場合は自該多族の同志を、めらかしの文書により得ておかなけれたはならない。
		14/4 D/4 A .º
広告	第24条	居宅介護支援事業者は、居宅介護支援事業所について広告をする場合
ЖП	372 47	においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。
居宅	第25条	
サー	第1項	居宅介護支援事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更
ビス	771 7	に関し、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅
事業		サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っ
者等		てはならない。
から		Clara Drav o
の利	第2項	 居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又
益収	为 2 · 久	は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサー
登の		
		ビスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
禁止	公 2.15	日ウム洪士極東光本ルバスの公光本は、日ウル、バス計画の佐代フは
等	第3項	居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は
		変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービ
		スを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品
		その他の財産上の利益を収受してはならない。
		事業者及び介護支援専門員に利益誘導のために特定の居宅サー
		ービス事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行う
		ことを禁じた規定である。居宅サービス計画があくまで利用者の
		解決すべき課題に即したものでなければならないという居宅介
		護支援の公正中立の原則の遵守をうたったものであり、例えば、
		指定居宅介護支援事業者又は指定居宅介護支援事業所の管理者
		が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを位置付けるように
		指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、
		事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すもの
		である。また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得る

		ために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス 計画に位置付けることがあってはならない。 ましてや指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業 所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に同旨 の指示をしてはならない。
苦情処理	第26条第1項	居宅介護支援事業者は、自ら提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第6項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
	第2項	居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の 内容等を記録しなければならない。
	第3項	居宅介護支援事業者は、自ら提供した居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
	第4項	居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善 の内容を市に報告しなければならない。
	第5項	居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
	第6項	居宅介護支援事業者は、居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に 関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に 協力するとともに、自ら提供した居宅介護支援に関して国民健康保険団 体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又 は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
	第7項	居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

事故	第27条	
発生	第1項	居宅介護支援事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事
時の		 故が発生した場合には、速やかに、市、利用者の家族等に連絡するとと
対応		もに、必要な措置を講じなければならない。
7.37.0		
	第2項	 居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採っ
	分 4 切	
		た処置について記録しなければならない。
	第3項	 居宅介護支援事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠
	71,0 7	償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければな
		らない。
		2/4 (.º
		事故発生時にはその事故の内容等を保険者へ報告することが義
		務付けられています。報告までの手順を事業所内で確認してくだ
		さい。詳細については別添資料を参照。
. E. 74	ht 0 = h	
虐待	第27条	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するた
の防	の2	め、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
止		虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等の
		実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよ
		う、次に掲げる観点から指定居宅介護支援事業所における虐待の
		防止に関する措置を講じるものとする。
		・虐待等の未然防止
		指定居宅介護支援事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対
		│ する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があ │
		り、第1条の2の基本方針に位置付けられているとおり、研修
		等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。
		・虐待等の早期発見
		虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見
		しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよ
		う、必要な措置(虐待などに対する相談体制等)が取られてい
		ることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に
		係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な
		対応をすること。
		・虐待等への迅速かつ適切な対応
		虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報され
		る必要があり、指定居宅介護支援事業者は当該通報の手続が迅
		速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に
		協力するよう努めることとする。
Ì	İ	1 1

1 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策 を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、 介護支援専門員に周知徹底を図ること。

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、 これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者と 連携により行うことも差し支えない。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検 討することとする。その際、そこで得た結果は、従業者に周知徹 底を図る必要がある。

- 1 虐待防止検討委員会そのた事業所内の組織に関すること
- 2 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- 3 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 4 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- 5 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村へ通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 6 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られ る再発の勝實な防止策に関すること
- 7 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

2 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- 1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- 2 虐待防止検討員会その他事業所内の組織に関する事項
- 3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 6 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- 9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項
- 3 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、 虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- 1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- 2 虐待防止検討員会その他事業所内の組織に関する事項
- 3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 6 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- 9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 虐待を防止するための体制として、適切に実施するため、専任の 担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検 討員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。

(虐待の防止に係る経過措置)

当該義務付けの適用に当たっては、令和3年度改正省令附則第 2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月 31日までの間は、努力義務とされています。

会計	第28条	居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定
の区		居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければ
分		ならない。
記録	第29条	
の整	第1項	居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
備		を整備しておかなければならない。
	第2項	居宅介護支援事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供に関する
		次に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>5年間</u> 保存しなければなら
		ない。
		1 第13条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調
		整に関する記録
		2 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台
		帳
		イ 居宅サービス計画
		ロ 第13条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
		ハ 第13条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
		ニ 第13条第14号に規定するモニタリングの結果の記録
		3 第16条に規定する市への通知に係る記録
		4 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録
		5 第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処
		置についての記録

軽度者に対する福祉用具貸与について

厚木市の軽度者に対する福祉用具貸与については、老企第36号 第2の9(2)の通知に基づき、別添「軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書」により保険者確認を行っています。

① 算定の可否の判断基準

要介護1の者(以下「軽度者」という。)に係る指定福祉用具貸与費については、その 状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝 台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動 用リフト」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。

しかしながら利用者等告示第 31 号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者(要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下(2)において同じ。)であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

- ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成 11 年厚生省告示第 91 号) 別表第 1 の調査票のうち基本調査の直近の結果(以下単に「基本調査の結果」という。) を用い、その要否を判断するものとする。
- イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」 及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、 該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員 のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会 議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断するこ ととなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要 な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。
- ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、<u>市町村が書面等確実な方法により確認する</u>ことにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。
 - i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、 頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第 31号のイに該当することが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)

iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも i)~iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを 例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、 i)~iii)の状態であると判断される場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。

なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

- ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第1の認定調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写し(以下「調査票の写し」という。)の内容が確認できる文書を入手することによること。
- イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽 度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

表

表		,				
対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイ				
		に該当する基本調査の結果				
ア 車いす及び車いす付	次のいずれかに該当する者	基本調査1-7				
属品	(一) 日常的に歩行が困難な者	「3. できない」				
	(二)日常生活範囲における移動の	_				
	支援が特に必要と認められる者					
イ 特殊寝台及び特殊寝	次のいずれかに該当する者	基本調査1-4「3.でき				
台付属品	(一)日常的に起きあがりが困難な	本本調査 す 0. てとな				
	者	6.7				
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1一3「3.できな				
		い」				
ウ 床ずれ防止用具及び	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できな				
体位変換器		い」				
工 認知症老人徘徊感知	次のいずれにも該当する者	基本調査3-1				
機器		「1. 調査対象者が意思を他				
	(一) 意思の伝達、介護者への反応、	者に伝達できる」以外				
	記憶・理解のいずれかに支障がある	又は				
	者	本調査3-2~3-7のいず				
		れか				
		「2.できない」				
		又は				
		基本調査3-8~4-15の				
		いずれか				
		「1. ない」以外				
		その他、主治医意見書におい				
		 て、認知症の症状がある旨が				
		記載されている場合も含む。				
		基本調査2-2				
	しない者	「4.全介助」以外				
オ 移動用リフト(つり	次のいずれかに該当する者	#4===				
具の部分を除く。)	(一)日常的に立ち上がりが困難な	基本調査1-8「3.できな 				
	者	い」				
	(二)移乗が一部介助又は全介助を	基本調査2-1				
	必要とする者	「3. 一部介助」又は「4.				
		全介助」				
	(三)生活環境において段差の解消					
	が必要と認められる者	_				

カ	自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	基本調査2-6 「4.全分	介
		(一) 排便が全介助を必要とする者	助」	
		(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4.全分	介
			助」	

軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書

フリカ・ナ	+]							保険者	器号			lъ	4	2	1	2	Ę
被保険者	氏名							被保険					Τ	Ė		Ť	T
生年月	B	明・	大・	昭	年	月	日生	性	別				男	٠,	女		_
住	所	厚才	市								,	話					
要介制	隻度		要支	援1		要支	援2	口要	介護 1								
貸与予定	品目	□ 移動用リフト															
利用開始日 年 月																	
□ i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、 頻繁に告示で定める状態に該当する者 □ ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める状態 に至ることが確実に見込まれる者 □ iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的 判断から告示に定める状態に該当すると判断できる者																	
添付書類 ロケアブラン ロ主治医の意見書又は診断書等(ロ頭離蛇の場合は、省略可) サービス担当者会議の記録 ロ支援経過記録(該当部分)																	
次付書類 (あて			サー							_							
上記の行った結婚	先) とおり、 果、 (:	厚の護	サー 木 市 師の留 予防) 月	ビス長	所見	会議の)記録 き、サ-	□ 支 -ピス担当	景経過	等を	(該)通じ	部分	り 切なケ		ネジァ		· ·
(あて: 上記の: 行った結: 事 事業 介護	先) とおり。 年 業 所住所。 支援専	回りの一個	サードの時かり	ビルを存在日子のもの	所見は	会議の	を、サールの要があ	□ 支 -ピス担当	景経過	等を	(該)通じ	部分	り 切なケ		ネジァ		**************************************
(あて: 上記の行った結 事 事業 介護	先) とおり、 年 業 所 支援等	回 医護 所び員 割い	サードの時かり	ビルをでする。	所見は	会議の	を、サールの要があ	□ 支	景経過	等をの	(該通じ、	部分	り 切なケ		ネジュます。		· を

③ 確認依頼書の提出について

「① 算定の可否の判断基準」の「ア」(以下「判断基準」という。)に規定する身体状態に合致する場合については、確認依頼書の提出は「<u>不要</u>」といたします。

ただし、<u>判断基準を必ず確認し、支援経過等必要な記録が無ければ、保険給付の対象と</u> 認めませんので、その場合は全額給付費の返還を求めます。

なお、判断基準に合致しない場合については、従来通り確認依頼書の提出をお願いします。提出が無い場合は、判断基準の確認を行っていないと判断し、保険給付の対象とは認めません。

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱いについて

2021年4月1日改正

介護保険法に基づきサービスを提供している事業所は、各指定基準で事故発生時には市町村に報告しなければならないこととなっております。そのため、厚木市における事故発生時の報告取扱いについて次のとおり定めます。

1 対象

厚木市内に所在する介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者(以下、「各事業者」 という。)が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告の範囲

各事業者は、次の(1)から(4)までの場合、関係市町村(厚木市及び被保険者の属する市町村)へ報告を行うこととする。

(1) サービス提供中による、利用者のケガ又は死亡事故の発生。

ア「サービス提供中による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。 在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内に いる間は、「サービス提供中」に含まれるものとする。

- イ ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、 それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについても報 告すること。
- ウ 事業者側の過失の有無は問わない。(利用者の自己過失によるケガであっても、「イ」に該当する場合は報告すること)
- エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるとき (トラブルになる可能性があるとき) は報告すること。
- オ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

(2) 食中毒及び感染症、結核の発生

注 食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は報告すること。なお、これらについて、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

(3) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

注 利用者の処遇に影響があるものについては報告すること。 (例:利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など)

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

例えば、事業者と利用者との間でトラブルになる可能性があるときなど。

3 報告の様式及び手順

- (1) 報告の様式については、別添の「介護保険事業者 事故報告書」とする。
- (2) 事故後、各事業者は速やかに、FAX 又はメールで報告すること。(第1報)

ア 電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、厚木市の受付者の名前を確認 すること。また、FAX の場合は、市へ到着したかどうかの確認を行うこと。

イ FAX で報告する場合は、確認ができている項目について記入し報告する。 なお、誤送信の可能性もあるため、対象者情報など個人情報に該当する部分は、 黒く塗りつぶすなどしてから送信すること。

また、この場合は FAX が到着したか否かを電話で確認する際に、個人情報部分を口頭で補うこと。

- ウ 第1報は少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載 し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告すること。
- (3) 事故処理の経過及び未確認事項が確認できた場合においても、報告様式により、 メール、FAX又は郵送で適宜追加記入して報告すること。(追加報告)
- (4) 事故処理の区切りがついたところで、報告様式により第1報以降の経過をすべて記載して報告すること。(最終報告)

4 報告先

各事業者は、「2 報告の範囲」で定める事故が発生した場合、「3 報告の様式及び手順」により、次の両者に報告すること。

- (1) 被保険者の属する保険者(関係市町村)
- (2) 事業所・施設が所在する保険者(厚木市)

〒243-8511

厚木市中町3-17-17 介護福祉課

電話 (046) 225-2391 (直通)

FAX (046) 224-4599

メールアドレス 2230@city.atsugi.kanagawa.jp

注 報告には利用者の個人情報が含まれるため、取扱いについては十分注意すること。

事故報告書様式

事故報告書 (事業者→厚木市)

※第1個は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、速くとも5日以内を目安に提出すること ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

		第1報		<u>#</u>	- 1		最終報告			提出日: 四層	,	021年1月1日
1事故	事故状況の程度			(外来・往覧 設で応急!		0	入院	0	死亡		その他 ()
状况	死亡に至った場合 死亡年月日	西腊		*	Ī	Я		B				
2	法人名											
*	事業所 (施設) 名								事業所養号			
所	サービス種別											
の概要	所在地											
	氏名 - 年齢 - 性別	氏名				年數			性別:		男性	口 女性
	サービス提供開始日	西腊		筝		Л		B	保険者			
3	住所		事業所所在地	と同じ		その他()
対象者	8.440		要介懷度		口 要支援1	口 要支援2	口 要介價1	□ 要介膜2	口 要介護3	□ 要介護4	□ 要介膜5	自由
	身体状况		類知底高齢者 日常生活自立8		-	II a	ПР		ШЬ	D IV	M	
	発生日時	西腊		筝		Л		B		時		分頃(24時間喪記)
		口 居室 (御室)				居室 (多足	東重)		トイレ		章下	
	発生場所		食業等共用部			治室・脱り	主		機能到線室		施設敷地	内の建物外
			1 敷地外			その他()			
4			転倒			買食				不明		
事故	事故の種別		転落			誘薬、与	裏もれ等			その他()
便			1 誘張・窒息			医療処置	間連(チュー	ブ族会等)				
X	発生等状況、事故内容の 評価											
	その他 特記すべき事項											
5 事故	発生時の対応											
A	受診方法		第数内の医師	(配置医含	む)が対応	0	受診 (外来・往診)	0	教息撤送		その他 ()
時の	受診先		療機関名					連絡先	(電話番号)			
财	診断名											
店	診断内容		切傷・兼過傷	0	打撲・捻挫	脱臼	0	骨折(部位:	:)
	WHIT THE		〕その他()	
	検査、処置等の概要											

6	利用者の状況										
教発	家族等への報告	報告した家族等の 統柄		配偶者		子、子の配偶	i#	0	その他()
生後	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	報告年月日	西曆		年		Я		B		
が	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	□ 他の自治体			□ 9¢					その他	
泥	(連続した場合のみ)	自治体名()		警察署名()		名称()
	本人、家族、関係先等 への違加対応予定										
	•	(できるだけ	具体的に	記載すること)							
	D原因分析 要因、職員要因、準項要因		異体的に	戸載すること)							
	防止策 変更、環境変更、その他の 止策の野価時期および結果・	叶 応、									
9 そのf 特記す ⁴	也 《多事項										

※様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

2 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

(平成12年2月10日) (厚生労働省告示第20号)

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

- 一 指定居宅介護支援に要する費用の額は、指定居宅介護支援介護給付費単位数表により算定するものとする。
- 二 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める1単位の単価に 別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 三 前二号の規定により指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

指定居宅介護支援介護給付費単位数表

居宅介護支援費(1月につき) (1単位の単価:4級地 10.84円)

(1) 居宅介護支援費 (I)

	取扱件数	要介護 1 要介護 2	要介護 3 要介護 4 要介護 5
居宅介護支援費(i)	40 件未満	1,076 単位	1, 398 単位
居宅介護支援費(ii)	40 件以上~ 60 件未満	539 単位	698 単位
居宅介護支援費(iii)	60 件以上	323 単位	418 単位

(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)

	取扱件数	要介護 1 要介護 2	要介護 3 要介護 4 要介護 5
居宅介護支援費(i)	40 件未満	1,076 単位	1, 398 単位
居宅介護支援費(ii)	40 件以上~ 60 件未満	522 単位	677 単位
居宅介護支援費(iii)	60 件以上	313 単位	406 単位

[※]情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を 行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、

月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、それぞれ所定単位数を算定することができる。

(1) 基本単位について

居宅介護支援費

居宅介護支援費は、利用者に対して居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において給付管理票を提出している事業者について、上記区分に従い、所定単位数を算定する。

ア 取扱件数の取扱い

基本単位の居宅介護支援費(i)、居宅介護支援費(ii)、居宅介護支援費(iii)を区分するための取扱件数の算定方法は、当該居宅介護支援事業所全体の利用者(月末に給付管理を行っている者をいう。)の総数に介護予防支援事業者から委託を受けた介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数とする。

イ 情報通信機器(人工知能関連技術を含む)の活用

情報通信機器(人工知能関連技術を含む)については、当該事業所の介護支援 専門員が行う指定居宅介護支援等基準第 13 条に掲げる一連の業務等の負担軽減 や効率化に資するものとするが、具体的には、例えば、

- ・ 該当事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン
- 訪問記録を随時記載できる機能(音声入力も可)のソフトウエアを組み込んだタブレット等とする。

この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

ウ 事務職員の配置

事務職員については、当該事務所の介護支援専門員が行う指定介護支援等基準第 13 条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員とするが、その 勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。なお、当該事務所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められるが、常勤換算で介護支援専門員1人あたり、 1月 24 時間以上の勤務を必要とする。

エ 居宅介護支援費の割り当て

居宅介護支援費(i)、(ii)又は(iii)の利用者ごとの割り当てに当たっては、<u>利用者の契約日が古いものから順に</u>、1件目から39件目(常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、40にその数を乗じた数から1を減じた件数まで)については居宅介護支援費(i)を算定し、40件目(常勤換算方法

で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、40 にその数を乗じた件数) 以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費(ii)又は(iii)を算定すること。

ただし、居宅介護支援費(II)を算定する場合は、「39 件目」を「44 件目」と「40」を「45」と読み替える。

●月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等

死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の給付管理票を国 保連に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定する。

●月の途中で、事業者の変更がある場合

利用者に対して、月末時点で居宅介護支援を行い給付管理票を国保連に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、月の途中で事業者の変更があった場合には、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援事業費を算定するものとする。 (ただし、月の途中で他の市町村に転出した場合を除く。)

●月の途中で、要介護度に変更があった場合

要介護1又は要介護2と、要介護3から要介護5までは、単位数が異なることから、 要介護1又は2から要介護3以上に変更となった場合には、月末における要介護度区分 に応じた報酬を請求するものとする。

●月の途中で、他の市町村に転出する場合

利用者が月の途中に他の市町村に転出する場合には、転出の前後それぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することとなることから、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票は別々に作成する。

この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されるものとする。

●サービス利用票を作成した月において利用実績がない場合

サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月において も利用実績がない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。

ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設 (以下「病院等」という。)から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められ ている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用 者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理表の作成など、 請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。なお、そ の際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等にお いて記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこ と。

(2) 加算について

1 初回加算(300単位/1月)

事業所において、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合についてはその他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は1月につき所定単位数を加算する。

厚生労働大臣が定める基準に適合する場合:

次のいずれかに該当する場合

- イ 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し居宅介護支援を行った場合
- ロ 要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

具体的には、

- ①新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場 、

2 特定事業所加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 特定事業所加算(I) 505単位
- 口 特定事業所加算(Ⅱ) 407単位
- ハ 特定事業所加算(Ⅲ) 309単位
- 二 特定事業所加算(A) 100単位

●特定事業所加算の取扱いについて

(1)趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

(2) 基本的取扱方針

特定事業所加算(I)、(Ⅲ)、(Ⅲ) 又は(A) の対象となる事業所については、 ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であ ること

・常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であること

が必要となる。

本制度については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、(1) に掲げる趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(3) 厚生労働大臣の定める基準や具体的運用方針

大臣基準告知第 84 号に規定する各要件の取扱については、次に定めるところによること。

イ 特定事象所加算(I)505単位

次のいずれにも該当すること

(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。

なお、常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。

なお、常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、主任介護支援専門員2名を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員2名及び介護支援専門員3名の合計5名を常勤かつ専従で配置する必要がある。

(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達唐を目的とした会議を定期的に開催すること。

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」とは、次の要件を満たすものでなければならないこと。 ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

- (1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- (2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度
- (5) ケアマネジメントに関する技術
- (6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- (7) その他必要な事項

イ 議事については、記録を作成し、2年間保存(厚木市は条例で5年間と規 定)しなければならないこと。

ウ 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。

また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個 人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システム の安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

(4) 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する 体制を確保していること。

24 時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることを言うものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応等も可能であるが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、指定居宅介護支援基準第23条の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得ること。

(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が、40%以上であること。

要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合が40%以上であることについては、毎月その割合を記録しておくこと。

なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものであること。

また、(7)の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に(5)の 40%要件の枠外として取り扱うことが可能であること(すなわち、当該ケースについては、要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能)。

(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修 を実施していること。

「計画的に研修を実施していること」とは、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならないこと。

なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行う までに当該計画を策定すればよいこと。

なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能である。

(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、 当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け 入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターと の連携を図らなければならないこと。

- (8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (9)居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の摘要を受けて いないこと。

特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があること。

(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満であること。

取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員1名当たり 40 名未満 (居宅介護支援費 (II) を算定している場合は 45 名未満) であれば差し支えないこととする。

ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでる ことがないよう配慮しなければならないこと。

(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること、

「協力及び協力体制」とは、現に研修における実習棟の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習棟の受入を行うことに同意していることを書面等によって提示できるようにすること。

なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所と の共同による協力及び協力体制も可能である。

(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会 等を実施していること。

特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。

なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、 毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまで に当該計画を策定すること。

なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所と

の協力による研修会等の実施も可能である。

(13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。) 以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス(介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。

- ロ 特定事象所加算 (Ⅱ) 407 単位 次のいずれにも該当すること
- (1)「イ 特定事象所加算(I)」の(2)、(3)、(4)及び(6)から(13)までの基準に適合すること。
- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

常勤かつ専従の主任介護支援専門員等については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。また、常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、主任介護支援専門員等を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員等及び介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で配置する必要があると。

- ハ 特定事象所加算 (Ⅲ) 309 単位 次のいずれにも該当すること
 - (1)「イ 特定事象所加算 (I)」の (3)、(4) 及び (6) から (13) までの基準に適合すること。
 - (2)「ロ 特定事象所加算(Ⅱ)」の(2)の基準に適合すること。
 - (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

常勤かつ専従の主任介護支援専門員等については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。また、常勤かつ専従の介護支援専門員2名とは別に、主任介護支援専門員等を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員等及び介護支援専門員2名の合計3名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

- ニ 特定事象所加算(A)100単位 次のいずれにも該当すること
 - (1) イ(3)、(4) 及び(6) 及び(13) までの基準に適合すること。ただし、 イ(4)、(6)、(11) 及び(12) の基準はほかの同一の居宅介護支援事業所と の連携により満たすこととしても差し支えないものとする。
 - (2) ロ(2) の基準に適合すること。
 - (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること。
 - (4) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。)で1以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所((1)で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。)の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業 所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務して も差し支えないものとする。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員1名並びに常勤換算方法で1の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及介護支援専門員1名の合計2名を常勤かつ専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で1の合計3名を配置する必要があること。

この場合において、当該常勤換算方法で1の介護支援専門員は他の居宅介護 支援事業所(連携先事業所に限る。)の職務と兼務しても差し支えないが、当 該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従 の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該たの業務と は必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。

(4) 手続

本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2年間保存(厚木市は条例で5年間と規定)するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

(5) その他

特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行うこと。また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行うこと。

3 入院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 入院時情報連携加算(I) 200 単位
- 口 入院時情報連携加算(Ⅱ) 100 単位

厚生労働大臣が定める基準:

イ 入院情報連携加算(I)

利用者が病院又は診療所に<u>入院してから3日以内</u>に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

口 入院情報連携加算(Ⅱ)

利用者が病院又は診療所に<u>入院してから4日以上7日以内</u>に、当該病院又は診療 所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

「必要な情報」とは・・・

当該利用者の入院日、心身の状況(例えば疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など)及びサービスの利用状況をいう。

また、情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について居宅サービス計画等に記録すること。なお、情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられる。

記入日: 年 月 日 入院日: 年 月 日 情報提供日: 年 月 日

入院時情報提供書

医療機関 居宅介護支援事業所

医療機関名: 事業所名:

ご担当者名: ケアマネジャー氏名:

TEL: FAX:

1. 利用者(患者)基本情報について										
	(795° †)	年齢	才	性別	男女					
患者氏名		生年月日	明·大·昭	年	月 日生					
住所	T	電話番·	<u> </u>							
住環境 ※可能な6ば、「写真」な	住居の種類 (戸建て・集合住宅)階建て.	居室階.	エレベーター(有	·無)						
どを添付	特記事項()					
入院時の要介護度	□ 要支援() □要介護() 有: □ 申請中(申請日 /) □区分変更(年 月 日 ~ /) 口未申請	年 月	<u> </u>					
障害高齢者の 日常生活自立度	□ 自立 □ J1 □ J2 □ A1 □ A2 □	B1 □ B2	□ C1 □ C2	□医師	5の判断					
認知症高齢者の 日常生活自立度	□自立 □ I □ IIa □ IIb □ IIIa	□ IIIb	□ 1 V □ M	ロケア	マネジャーの判断					
介護保険の 自己負担割合	□割 □ 不明 障害	おど認定	□なし□あり(身体・精神・	・知的)					
年金などの種類	□ 国民年金 □ 厚生年金 □ 障害年金 □	生活保護	□ その他()					
2. 家族構成/連絡先	こついて									
世帯構成	□独居 □高齢者世帯 □子と同居 □その他() *□日中独居									
主介護者氏名	(続柄・									
キーパーソン	(続柄 ・ 才) 連絡先 TEL: TEL									
3. 本人/家族の意向について										
本人の趣味・興味・関 心領域等										
本人の生活歴										
入院前の本人の 生活に対する意向	□ 同封の居宅サービス計画(1)参照									
入院前の家族の										
生活に対する意向	□ 同封の居宅サービス計画(1)参照									
4. 入院前の介護サービ										
入院前の介護 サービスの利用状況	同封の書類をご確認ください。 □居宅サービス計画書1.2.3表 □その他()							
	要望について (ケアマネジャーとしての意見)									
在宅生活に 必要な要件										
退院後の世帯状況	□ 独居 □ 高齢世帯 □子と同居(家族構成□その他(員数	名) *□目申	P独居)					
世帯に対する配慮	□不要□必要()					
退院後の主介護者	ロ本シート2に同じ ロ左記以外(氏名		続柄	・年齢)					
介護力*	□介護力が見込める(□十分 ・ □一部)	□介護力は	見込めない □家族や	支援者はいな	U					
家族や同居者等によ る虐待の疑い*	□なし □あり()									
特記事項										
6. <u>カンファレンス</u> 等につい	Aて(ケアマネジャーからの希望)									
「院内の多職種	カンファレンス」への参加 ロ 希望あり									
「退院前力)	ファレンス」への参加 □ 希望あり	・具体的な要	望 ()					
11000000000										

7. 身	身体・4	上活機能の制	代況/療養	生活上	の課題	題について												
	麻痺の	り状況	なし	軽	度	中度	重	度	褥	瘡の有	無	□ te	i Ji	コ あり()
	₹	多動	自立	見	守り	一部介助	全介	助二	- 移	動(室	内)	□₺	丈 🗆	歩行器 🗆	車いす	□ その	他	
	₹	多乗	自立	見	守り	一部介助	全介	ì助 [- 移	動(屋夕	†)	□₺	丈 口	歩行器 🗆	車いす	□その	他	
A D	5	更 衣	自立	見	守り	一部介助	全介	助	į	己居動	作	自	立	見守り	— <u>F</u>	部介助		全介助
L	3	整 容	自立	見	守り	一部介助	全介	助										
		入 浴	自立	+	守り	一部介助												
	1	き 事	自立	. 見	守り	一部介助	全介	助										
△市	1	事回数	() 💷 /	'日(朝	<u>時頃 ・昼</u>	時	頃 •	夜	時頃)	食事	制限	□あり()	□ なし	口不	明
食事内容	19	事形態	□普通	□ಕಕ	み 🗆	嚥下障害食	口詩	・サー				UD	F等の食	ま形態区分				
	担	取方法	□ 経口	□ 経	管栄養	£	水分とろみ		□ なし □ あり		水分制	水分制限 口あり()	□ なし	口不	明	
□ BAb	嘣	下機能	むせな	(,)	Ę	す々むせる	常	にむせ	る		義	歯		□ なし	□ あり(部分·	総)
口腔]腔清潔	良			不良	著	い不.	良	臭口臭		臭		□ なし	□ あり			
排泄		排尿	自立	見	す り	一部介助	1	全介助	נ	7	ポータブ	ルトイレ	,	□ なし	□ 夜間	口斧	铸	
*		排便	自立	見	す り	一部介助	1	全介助	1		オムツィ	 /パッド		□ なし	□ 夜間	口許	铸	
	睡眠の	D状態	良	不	良()	睚	発剤の値	拥	口な		あり					
	喫	煙	無	1	ī	本くらい/	日		飲酒		Ħ	Ħ		有 _	合	くらい/日	あたり)
		視力	問題な	<u>ا</u>	†	か難あり		困難			眼鏡		□ to	こ ロ あり	()	
] <u>=</u> 1	ニケー	聴力	問題なし やや		や難あり		困難		補聴器			□ to	iし □ あり					
ション	ション能力		問題なしや			っや難あり		困難		בובכ	ケーショ	ンに関	する特	記事項:				
		意思疎通	問題な	:U	†	っや難あり		困難										
		における の問題	□なし □幻視・3 □昼夜逆			■ □焦燥· ² □危険行						่่⊐ว	↑護への	0抵抗 □2	不眠)			
	疾患	原 本	□なし □悪性腫 □その他]認知:	症 □急性・	呼吸器	感染症	Ē 🗆	脳血管	障害	□骨	折)			
入院	最近≟	半年間での入 院	□なし □不明	□あり	(理由	1:		期間	∄: Н	:	年 .	月	日 ~	· H 年	月	日)		
歴*	7	、院頻度	□ 頻度(高い/	繰り返	している !	□ 頻度	は低し	が、こ	れまでに	きある		今回加	初めて				
入隊	完前に実 医療が	ミ施している 処置*		テーテル		□喀痰吸引 尿路ストーマ		化管ス	トーマ									
8. đ	薬に	いて ※	必要に応じ	て、「ま	薬手	帳(コピー)	」を添	付										
内肌	B薬	□ なし	口あり()		居	宅療主	管理 排	導	□ <i>t</i>	il o	あり(職	種:)
薬剤	管理	口 自己管理	里 口他	者による	管理	(・管理者	:			•	管理方	法:)	
服薬	状況	□ 処方通	服用		時々飲	み忘れ	□飲	み忘れ	が多し	、処方	が守られ	れていな	:U1	□服薬排	否			
	お薬に関する、特記事項																	
9. t	いかりつ	け医について																
	かかりつけ医機関名					電話番号												
		医師名	(יכ)	カ ゙ナ)					Ē	参察方法 ・頻度	ŧ	□通 ·频	院 0度 =	□ 訪問診療	· 京) 回 /	月		

*=診療報酬 退院支援加算1.2「退院困難な患者の要因」に関連

なお、当該様式は、「入院時情報連携加算」の算定を担保するたの標準様式として提示されているものです。

4 退院・退所加算

病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ 退院・退所加算(I)イ 450 単位
 ロ 退院・退所加算(I)ロ 600 単位
 ハ 退院・退所加算(II)イ 600 単位
 ニ 退院・退所加算(II)ロ 750 単位
 ホ 退院・退所加算(III) 900 単位

●退院・退所加算の取扱いについて

(1) 総論

病院若しくは診療所への入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設(以下「病院等」とういう。)への入所をしていた者が退院又は退所(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、当該利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始月に所定単位数を加算する。

ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。

なお、利用者に関する必要な情報については、別途定めることとする(別紙「退院・退所情報記録書」参照。)。

(2) 算定区分について

退院・退所加算については、以下の①から③の算定区分により、入院又は入所期間中1回(医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む。)のみ算定することができる。

また、面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この(2)において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得な

ければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- ①退院・退所加算(I)イ・ロ
 - ・退院・退所加算 (I) イ及び口については、病院等の職員からの情報収集を 1 回行っている場合に算定可能であり、うち (I) 口についてはその方法がカンファレンスである場合に限る。
- ②退院・退所加算(Ⅱ)イ・ロ
 - ・退院・退所加算(Ⅱ)イについては、病院等の職員からの情報収集を2回以上 行っている場合に算定可能。
 - ・退院・退所加算(Ⅱ)ロについては、病院等の職員からの情報収集を2回以上 行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合に算定が可 能。
- ③退院·退所加算(Ⅲ)
 - ・退院・退所加算(Ⅲ) については、病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合に算定が可能。

(3) その他の留意事項

①(2)に規定するカンファレンスは以下のとおりとする。

イ 病院又は診療所

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数票の退院時共同指導料2の注3の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

口 地域密着型介護老人福祉施設

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号。以下この口において「基準」という。)第134条第6項及び第7項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第131条第1項に掲げる地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

ハ 介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令第 39 号。以下このハにおいて「基準」という。)第 7 条第 6 項及び第 7 項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 2 条に掲げる介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。

また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

二 介護老人保健施設

指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令第 40 号。以下この二において「基準」という。)第 8 条第 6 項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 2 条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、対象後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

ホ 介護医療院

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号。以下このホにおいて「基準」という。)第 12 条第 6 項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 4 条に掲げる介護医療院に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

へ 介護療養型医療施設(平成35年度末までに限る)

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下このへにおいて「基準」という。)第9条第5項に基づき、患者に対する指導及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第2条に掲げる介護療養型医療施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

- ② 同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1回として算定する。
- ③ 原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合には算定することとする。
- ④ カンファレンスに参加した場合は、(1)において別途定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。

退院·退所情報記録書

1. 1	基本情報・現在の状態	等					記入日:		年	月	B	
属	フリガナ		性別	年齢			退院(河	所)時(の要介護原	隻 (□	要区分]変更)
性	氏名	様	男・女	歳	□要支援	() .	・要介護()	□申請中	- []なし	
入		·入院(所)日:H 年 月 日		f)予定日		月日						
院	入院原因疾患			.,								
所	(入所目的等)											
概	入院·入所先	施設名				棟		3	 室			
要	今後の医学管理	医療機関名:					方法	_		□訪問	診療	
(1)	四大公庫まる広東	① ② ③			疾患の状況	*番号			\ Tebe			
疾患	現在治療中の疾患				疾患の状況	記入	安定()不安定	= ()	
と	移動手段	□自立 □杖 □歩行器 □車)			-
入院	排泄方法	□トイレ □ポータブル □おむつ	カテーテル・)				
~	入浴方法	□自立 □シャワー浴 □一般浴		1 □行					in the ad	TZ#E	- //	
所	食事形態	□普通 □経管栄養 □その他□なし □あり(時々・常に)	у ()	□ ±n/	· π. γ.		JDF等の食	沙思区	分	
中	嚥下機能(むせ) 口腔清潔											
の状	口腔ケア	□自立 □一部介助 □全介助	h		人版(<i>I</i> /II)	干の使用	1. 🗆 🗷		00'9			
況	睡眠	□良好□不良()			BR3	乳使用	□なし	<i>,</i> □あ	n
	認知·精神	□認知機能低下 □せん妄 □領	和 □焦燥	・不穏 □		その他((-14)			
2			はし									
受 け	<本人>病気、障害、 後遺症等の受け止め方											
止	1変越症 寺の文が正め方											
め /	<本人>退院後の生活											
€.	に関する意向											
向	<家族>病気、障害、後											
	遺症等の受け止め方											
	<家族>退院後の生活											
	に関する意向											
2 [果題認識のための情報											
3	医療処置の内容	ロなし										
退	医療処理の内容	□ない □点滴 □酸素療法 □喀痰	ngal 🗆 😑	(名) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	¬⊞z5	口经自然	14.90€	Z FI⊟ 234	-00			
院		- □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					rasc ロセ コントロール	- חמות	∃ E E			
後		□排便コントロール □自己注射				□7H07=	יין ענ)			
に必			, ,	LI CON	5 (,			
要		□血圧 □水分制限 □食事	制限 □食	t形態 「		口腔ケ	ア 口清き	2ケア				
な	看護の視点	□ □血糖コントロール □排泄 □							9			
事	Eliza y DUNK	□療養上の指導(食事・水分・囲							•			
柄		□その他 ()				
		□なし										
		□本人指導 □家族指導 □関	節可動域練習	雪 (ストレッチ	含む) □:	筋力增强	鎌練習 □ノ	(ラン)	ス練習			
	リハビリの視点	□麻痺·筋緊張改善練習 □起原						吾訓絲	ŧ			
	37 (E 242 DE)((C	□ADL練習(歩行/入浴/トイリ										
		□疼痛管理(痛みコントロール)					可容能練習	`				
		□地域活動支援 □社会参加3 (禁忌の有無)	(1 55 □ 874.7	7又版	_ COMB (内容/留意	<i>)</i> ≥ -= \				
	禁忌事項					(景志の	内合人由是	로뉴()				
		□なし □あり										
	症状・病状の											
	予後・予測											
		例) 医療機関からの見立て·意見(今後の見通U										等)につい
	退院に際しての日常生活の阳 て、①疾患と入院中の状況、②本人・家族の受け止めや意向、③退院後に必要な事柄、④その他の観点から必要と思われる事項について記載する。											
害要	書要因(心身状況·環境											
	等)											
在宅	復帰のために整えなけれ											
	ばならない要件											
回目	聞き取り日		情報提	是供を受け	は職種(氏	名)					会	議出席
1	年 月 日										T	無·有
2	年 月 日											無·有

3 年月日 ※ 課題分析にあたっては、必要に応じて課題整理総括表の活用も考えられる。

なお、当該様式は、「退院・退所加算入院時情報連携加算」の算定を担保するたの標準様式 として提示されているものです。

無·有

5 緊急時等居宅カンファレンス加算(200単位)

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合は、利用者1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算する。

- (1) 当該加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日(指導した日が異なる場合は指導日もあわせて)、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載すること。
- (2) 当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行うなど適切に対応すること。

6 ターミナルケアマネジメント加算(400単位/1月)

在宅で死亡した利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)に対して、別に厚生労働 大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事 業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同 意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の 医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月 につき所定単位数を加算する。

厚生労働大臣が定める基準:

ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24 時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。

●ターミナルケアマネジメント加算について

- (1) ターミナルケアマネジメント加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に 加算することとするが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の 死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。
- (2) ターミナルケアマネジメント加算は、1人の利用者に対し、1か所の指定居宅介護支援事業所に限り算定できる。なお、算定要件を満たす事業所が複数ある場合には、当該利用者が死亡日又はそれに最も近い日に利用した指定居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した事業所がターミナルケアマネジメント加算を算定することとする。
- (3) ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族が同意した時点以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければならない。
 - ① 終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録
 - ② 利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定 居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録
- (4) ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24 時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができるものとする。
- (5) ターミナルケアマネジメントに当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの指針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。

7 特定事業所医療介護連携加算(125単位/1月)

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定 居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する

厚生労働大臣が定める基準:

次のいずれにも適合すること。

- イ 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(I)イ、(I)ロ、(II)イ、(II)ロスは(III)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること。
- ロ 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。
- ハ 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 又は(Ⅲ) を算定していること。

●特定事業所医療介護連携加算について

(1) 基本的取扱方針

当該加算の対象となる事業所においては、日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う事業所であることが必要となる。

- (2) 具体的運営方針
- ア 退院・退所加算の算定実績について

退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る病院等との連携回数が、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において35回以上の場合に要件を満たすこととなる。

イ ターミナルケアマネジメント加算の算定実績について

ターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、特定事業所 医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間に おいて、算定回数が5回以上の場合に要件をみたすこととなる。

ウ 特定事業所加算(I)~(Ⅲ)の算定実績について

特定事業所医療介護連携加算は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものであるから、他の要件を満たす場合であっても、特定事業所(I)、(II) 又は(III) のいずれかを算定していない月は特定事業所医療介護連携加算の算定はできない。

8 通院時情報連携加算(50単位/1月)

利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席 し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な 情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1 月に1回を限度として所定単位数を加算する。

(3) 減算について

1 運営基準減算

別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

●居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

運営標準減算の該当要件としては、具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。

市町村は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。 当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討す るものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、
 - ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること・利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の 説明を求めることができること
 - ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下(1)において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- (2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たっては、次の場合に減算されるものであること。
 - ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月(以下「当該月」という。)から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合(やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。)には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者 又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス 計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- (3) 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
 - ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (4) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。) に当たっては、次の場合に減算されるものであること。
 - ① 当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

2 特定事業所集中減算について

別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

厚生労働大臣が定める基準:

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与、指定地域密着型通所介護(以下この号において「訪問介護サービス等」という。)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。

●特定事業所集中減算について

(1) 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において 作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げ るところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてにつ いて減算を適用する。

- ① 判定期間が前期(3月1日から8月末日)の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。
- ② 判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

(2) 判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画の うち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護(以下「訪問介 護サービス等」という。)が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出 し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人(以下「紹 介率最高法人」という。)を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算 し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。

(具体的な計算式)

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

(3) 算定手続

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市町村長に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存しなければならない。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ (2) の算定方法で計算した割合
- ⑤ (2) の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由 がある場合においては、その正当な理由

(4) 正当な理由の範囲

- (3)で判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市町村長に提出すること。なお、市町村長が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市町村長において適正に判断されたい。
- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
 - (例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10 事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適

用される。

- (例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する 地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づ けた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業 所が小規模である場合
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
 - (例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の 事業者に集中していると認められる場合
 - (例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
- ⑥ その他正当な理由と市町村長が認めた場合

3 事業所の変更届について

事業所の指定後に、次の各項目に変更があった場合には、原則として、変更があった日から10日以内に変更届の提出が必要となります。

(1) 事業所関係

			必要書類	
	変更内容	届出用 紙	添付書類	備考
1	事業所の住所	2 号様	不動産の謄本又は賃貸借	自社所有の場合、不動産の
	【市内転居】	式	契約書	謄本
			・図面 (※)	賃貸の場合、賃貸借契約書
			・写真 (※)	を添付
2	事業所の住居表示	2 号様	市区町村発行の住居表示変	
	【転居なし】	式	更証明	
3	事業所の名称	2 号様	• 運営規程	
		式		
4	事業所の電話、FA	2 号様		
Χį́	番号	式		
5 事業所のレイアウト 2 気			図面	
変見	Į.	式	・写真	写真は変更部分のみ

[※] 図面・写真は、指定基準上必要とされている設備〔事務室、相談室(個室またはパーテーションでプライバシーに考慮されたもの)、会議室〕及び外観、事業所入口(写真)を明記・添付すること(変更部分のみ)。

(2)人員関係

亦再也宏		必要書類	備考		
変更内容	届出用紙	添付書類	加 有		
1 管理者の交代	2号様式	・管理者経歴書 ・介護支援専門員証の写し (交付申請中の場合、介護支援専門員証が交付され次第、速やかに届出を行うこと) ・主任介護支援専門員研修修了証の写し	※新たに管理者兼介護 支援専門員を置く場合 は、「管理者の交代」と併 せ、「介護支援専門員の 交代・増減」の届出が必 要です ※既に当該事業所の介 護支援専門員として従		

2 管理者の氏名変更 (結婚による姓名変更を含す。)	2号様式		事していた方が管理者 を兼務する場合は、「管 理者の交代」の届出のみ 行ってください。 2号様式の変更内容欄 に新旧姓名を記入して
3 管理者の住所変更	2号様式		ください。 2号様式の変更内容欄 に新旧住所を記入して ください。
4 介護支援専門員の交代・ 増減 (結婚による姓名変更を含む)	2 号様式	・勤務形態一覧表 【参考様式1】 ・介護支援専門員事前登 録総括表(登録番号は 8桁) ・介護支援専門員証の写 (交付申請中の場合、 介護支援専門員証が交付を対してが変付され次第、でかに届出を行きれるがでいた。増員ののようと、 要。減員の場合は不要)	※勤務表は変更日が属する月のもの。月途中で変更の場合は、変更月かると翌月の2月分の勤務表を提出。 ※介護支援専門員事前登録総括表は介護支援専門員全員分を記載。 ※勤務区分(常勤・非常勤、専従・兼務)のみ変更する場合、届出は不要です。

※ 介護支援専門員の変更(交代・増減)について届出がないと、給付管理票と国保連データが不一致となり、居宅介護支援費の請求が返戻となる可能性があります。 また、給付管理している居宅サービス事業者分も返戻となることがありますので、必ず届出を行ってください。

(3) 営業時間・実施地域・利用料金

変更内容		必要書類		/± ±
		届出用紙	添付書類	備考
1	営業日・時間	2号様式	• 運営規程	
2	実施地域	2号様式	・運営規程	
3	利用料金	2号様式	• 運営規程	
	(実施地域外の交通費)		・料金表	

(4) 法人関係

(4)仏八関係	1			
変更内容	必要書類		備考	
及火门谷	届出用紙	添付書類	Ü用 <i>1</i> 与	
1 法人代表者及び役員の交	2号様式	・法人の登記事項証明書	・登記事項証明書(謄本)	
代		(謄本)	は原本又は写し	
(氏名・住所変更を含む)		・法人役員名簿		
		・法人代表者等誓約書	・登記事項証明書(謄本)	
			に記載のない役員の交	
			代は登記事項証明書(謄	
			本)不要	
			・氏名・住所変更の場合、	
			法人代表者等誓約書は	
			必要ありません。	
	- 176 15			
2 法人の住所変更	2号様式	・法人の登記事項証明書	※〒番号を記入	
(転居、住居表示変更)		(謄本)(住居表示変		
		更の場合は市町村発		
		行住居表示変更証明)		
3 法人の名称変更			 中誌にかります	
(合併による)	変更ではなく、「廃止」と「新規」の申請になります。		中間になりまり。	
4 法人の名称変更	2号様式	・法人の登記事項証明書		
4 伝人の名称変更 「有限会社から株式会社へ	2万塚八	(謄本)		
の変更も含む〕				
(合併除く)				
5 法人の電話、FAX番号	9 早样式			
□ 広八 ⁽⁽⁾ 甩前、Γ A A 留 万	2 号様式			
法人区分 6 組織変更	9 早样士	・法人の登記事項証明書		
法人区分 6 組織変更 の変更 株式⇔合名、合	2号様式	(謄本)		
資、合同		・組織変更計画書		
	亦再ベルム			
7 上記以外	7 上記以外 変更ではなく、「廃止」と「新規」の申請になります。			

4 事業所の指定の更新について

介護保険法等の規定に基づき、事業所指定については6年間の有効期限で指定をしています。 **有効期限の満了する1か月前までに、指定更新の申請書を提出**してください。

なお、厚木市からは有効期限満了に伴う指定更新のお知らせはしませんので、

各事業所において、指定の有効期限の確認を行い、期日までに必要な書類の提出をお願い します。期日までに、書類の提出が無い場合には、指定の更新を行うことが出来なくなり ますので、十分注意してください。

指定の更新に係る必要な書類については、次のとおりで、各様式については、厚木市のホームページに掲載しています。

提出書類	様式		
指定地域密着型サービス事業所指定申請書	様式あり		
申請書付表	様式あり		
事業運営実績表	参考様式2		
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1		
	代表者	* * * * * °	
経歴書及び研修受講修了証の写し	管理者		
整座者及OMが修文講修丁証の多し	計画作成担当者	参考様式3	
	オペレーター]	
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式4		
平面図(建築図面等でも可)及び居室面積一覧	参考様式5		
運営規程			
利用料金表、食費の積算根拠が分かる書類(食			
み)			
介護保険法及び厚木市暴力団排除条例の規定に	様式あり		
及び役員名簿 公仕典質字に係る体制等に関する民山書及び都	学士たり		
給付費算定に係る体制等に関する届出書及び誓	様式あり		
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	様式あり		

備考

(1) 参考様式については、様式に記載されている内容が含まれていれば独自様式での提出ができます。

- (2) 記入欄が不足する場合は、「別添のとおり」と記載し、別に記載した書類を添付してください。
- (3) 指定基準等を満たしているか確認するために、追加で書類提出を求める事がありますのでご了承ください。

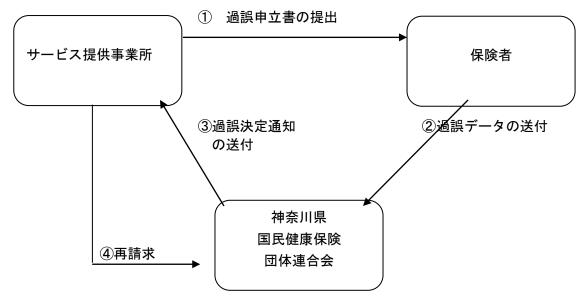
5 過誤申立について

1 過誤とは

国保連合会において、審査決定済み(支払済)の請求を取り下げる処理となります。

2 過誤申立時の注意点

- (1) 以下の請求明細書については、過誤申立処理はできません。
 - 1. 同一審査月内に提出した場合
 - 2. 同一審査月内に給付管理票の「修正」または「取消」がある場合
 - 3. 既に返戻されている場合
 - 4. 保留されている場合
- (2) 請求明細書本体の請求額の全額がマイナスされます。



〈例〉 平成30年4月サービス分の請求明細書について、平成30年6月に過誤処理を行う場合

- ① 平成30年6月7日までに、過誤申立書を「保険者」に提出する。
- ② 平成30年6月15日までに、「保険者」は、「神奈川県国民健康保険団体連合会」 へ過誤申立データを送付する。
- ③ 平成30年7月下旬に、「神奈川県国民健康保険団体連合会」から、過誤申立書を 提出した「サービス提供事業所」に、「介護給付費過誤決定通知書」が送付される。 (平成30年7月末に支払われる金額で、過誤金額が調整されます。)
- ④ 平成30年8月以降に再請求を行う。

3 厚木市 介護給付費過誤申立予定表

		心医医下丛下足纹					
サービス	審査月 市が給付実績を		過誤申立締切	再請求			
提供月	(請求月)	確認できる月(※)		1	2		
4月まで	5月	6月5日以降	6月末日まで	7月10日	8月10日		
5月まで	6月	7月5日以降	7月末日まで	8月10日	9月10日		
6月まで	7月	8月5日以降	8月末日まで	9月10日	10月10日		
7月まで	8月	9月5日以降	9月末日まで	10月10日	11月10日		
8月まで	9月	10月5日以降	10 月末日まで	11月10日	12月10日		
9月まで	10 月	11月5日以降	11 月末日まで	12月10日	1月10日		
10月まで	11月	12月5日以降	12月末日まで	1月10日	2月10日		
11月まで	12 月	1月5日以降	1月末日まで	2月10日	3月10日		
12月まで	1月	2月5日以降	2月末日まで	3月10日	4月10日		
1月まで	2月	3月5日以降	3月末日まで	4月10日	5月10日		
2月まで	3月	4月5日以降	4月末日まで	5月10日	6月10日		
3月まで	4月	5月5日以降	5月末日まで	6月10日	7月10日		

(※ 国保連からの給付実績の送付時期)

上記は、返戻・保留等がなく、順調に請求及び支払が、国保連で処理され、給付実績が確定した場合であり、月遅れ請求の場合は、審査月より過誤の申立の締切日を確認してください。なお、返戻・保留等により給付実績が確定していない場合は、過誤申立することはできません。

★再請求について★

過誤申立書の提出後の再請求については、事業所の判断で行うこととなります。 再請求に当たり、場合によってはリスクを伴いますので、事業所の責任において再請求 を行ってください。

■再請求「①」の場合

過誤と同じ月に再請求が可能です。ただし、過誤における相殺額が、通常の請求額を上回った場合、国保連から給付費の支払いは行われません。この場合、国保連から納付書が事業所に送付されますので、期日までに支払いをすることになります。

4 過誤申立書様式

介護給付費過誤申立書

宛先 厚木市長

下記の介護給付について、過誤を申し立てます。 なお、当該事業所の請求誤り等で当月支払額が過誤 調整額を下回った場合においては、当該事業所の所在 する国民健康保険団体連合会が発行する納入通知書に より、差額調整を行うこと承知しています。

	平成 平 月 口
事業所番号	and the second section of the sec
事業所名	
所 在 地	
連絡先	担当者

被保険者番号	利用者氏名	サービス提供年月	申立	事由コー	-14	申立事由
- Constitution of the second	WX02404540CC			ACTOR IN		
- F			+++	+	1	
33		-	-	-	2 -	
35		6				
36		9	\$ \$	- 6:		
63						
				_		
100		8	8 8	- 83	8 1	
				4		
78		-5.		-		

1/1ページ

5 過誤申立事由コード

過誤申立時には、4桁の事由コードが必要となります。4桁のうち左の2桁については、 過誤申立を行う各サービスの請求書の様式のコードとなります。

桪	ま式番号及びコード	様式名称						
		居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書						
10	様式第二	(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所						
10		介護、通所リハ、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間						
		対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、)						
		介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付明細書						
		(介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予						
11	様式第二の二	防訪問リハ、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通						
		所リハ、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予						
		防小規模多機能型居宅介護)						

21	様式第三	居宅サービス介護給付費明細書
		(短期入所生活介護)
24	様式第三の二	介護予防サービス介護給付費明細書
		(介護予防短期入所生活介護)
22	 様式第四	居宅サービス介護給付費明細書
		(介護老人保健施設における短期入所療養介護)
25	 様式第四の二	介護予防サービス介護給付費明細書
		(介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護)
23	│ │様式第五	居宅サービス介護給付費明細書
	les-ANI —	(病院・診療所における短期入所療養介護)
26	 様式第五の二	介護予防サービス介護給付費明細書
	182031200	(病院・診療所における介護予防短期入所療養介護)
30	 様式第六	地域密着型サービス介護給付費明細書
00	1820377	(認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))
31	 様式第六の二	地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書
31	18以另入(0)—	(介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))
32	様式第六の三	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書
32	棟 式弟八の二	(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護)
33	様式第六の四	介護予防サービス介護給付費明細書
33	[秋 以 第八00四	(介護予防特定施設入居者生活介護)
34	様式第六の五	地域密着型サービス介護給付費明細書
34	18以另入(0)五	(認知症対応型共同生活介護(短期利用))
35	 様式第六の六	地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書
33	[** 1	(介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用))
		居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書
36	様式第六の七	(特定施設入居者生活介護(短期利用型)、
		地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型))
40	様式第七	居宅介護支援介護給付費明細書
41	様式第七の二	介護予防支援介護給付費明細書
		施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書
50	様式第八	
		(力護価征施設サービス、地域密層至力護名入価征施設入所有至活力護) 施設サービス等介護給付費明細書
60	様式第九	他成り一口人等介護福利負明福書 (介護老人保健施設サービス)
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
70	様式第十	施設サービス等介護給付費明細書
	-	(介護療養型医療施設サービス)

また、右の2桁については、過誤を行う理由のコードとなります。 基本的には、「02」の請求誤りによる実績取り下げのコードでお願いします。

申立理由番号	申立理由
01	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整
02	請求誤りによる実績取り下げ
09	時効による保険者申立の取り下げ
11	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整
12	請求誤りによる実績取り下げ(同月)
21	台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整
29	時効による公費負担者申立の取り下げ
32	給付管理票取消による実績の取り下げ
42	適正化による保険者申立の過誤取り下げ
49	適正化による保険者申立の過誤取り下げ(同月)
52	適正化による公費負担者申立の過誤取り下げ
59	適正化による公費負担者申立の過誤取り下げ(同月)
62	不正請求による実績取り下げ
69	不正請求による実績取り下げ(同月)
90	その他の事由による台帳過誤
99	その他の事由による実績の取下げ

6 過誤申立書の提出時のお願い

過誤の申立書の件数が、10件までは紙ベースでも受付をしますが、10件を超える場合には、事前に相談していただくと共に、エクセルデータで提出をお願いします。

各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 御中



← 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について」 等の一部改正について

計5枚(本紙を除く)

Vol.957 令和3年3月31日 厚生労働省老健局

認知症施策 • 地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線3936)

FAX: 03-3503-7894

都道府県 各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課長 (公 印 省 略)

「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について」等の一部改正について

今般、別添のとおり「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について」(平成11年12月8日老企発第31号)及び「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について」(平成18年3月31日老振発第0331010号)について、以下のとおり一部改正いたしますので、趣旨をご理解の上、管内市区町村、関係団体、関係機関に周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について(平成11年12月8日老企 発第31号)の一部改正 標記通知の「別紙」については、本通知の別添1のとおり改正する。
- 2 介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について(平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331010 号)の一部改正標記通知の「別紙」については、本通知の別添 2 のとおり改正する。

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

	区 分										
	新規 • 変更										
被保険者氏名	被保険者番号										
フリガナ											
	個人番号										
	生 年 月 日 性 別										
	明·大·昭 年 月 日										
居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する居宅介護支援事業者											
居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所 の所在地 〒										
	電話番号())										
居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等	※変更する場合のみ記入してください。										
	変更年月日										
	(令和 年 月 日付)										
00+ (m++) F +*											
〇〇市(町村)長 様 上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画	前の作成を依頼することを届け出します										
工品の店も外段人及事業店に店も プロストロ	当の下級と政権があることに届け出しよう。										
令和 年 月 日											
住所											
	電話番号())										
被保険者											
氏 名											
□ 被保険者資格 □ 「	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										
保険者確認欄	事業所番号 ────────────────────────────────────										

居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供にあたり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。

令和 年 月 日 氏名

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護 支援事業所が決まり次第速やかに〇〇市(町村)へ提出してください。
 - 2 居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の うえ、必ず〇〇市(町村)へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、 全額自己負担していただくことがあります。

分

区

介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書

		新規 • 変更									
被保険者氏名	被保険者	番号									
フリガナ											
	個 人 番	号									
	生 年 月 日	性 別									
	明·大·昭 年 月	日									
介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者											
介護予防支援事業所名	介護予防支援事業所の所在地	₹									
	電話番号()									
※居宅介護支援事業者が介護予防支援											
居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所の所在地	₹									
	電話番号()									
介護予防支援事業所又は居宅介護		<u> </u>									
介護予防支援事業所又は居宅介護 ※変更する場合のみ記入してください。		<u> </u>									
		<u> </u>									
	支援事業所を変更する場合の理由	<u> </u>									
	支援事業所を変更する場合の理由 変更年月日	自等									
※変更する場合のみ記入してください。	支援事業所を変更する場合の理由 変更年月日 (令和 年	月 日付)									
※変更する場合のみ記入してください。 〇〇市(町村)長様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス	支援事業所を変更する場合の理由 変更年月日 (令和 年	月 日付)									
※変更する場合のみ記入してください。 〇〇市(町村)長様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス 令和 年 月 日	支援事業所を変更する場合の理由 変更年月日 (令和 年	月 日付)									
※変更する場合のみ記入してください。 〇〇市(町村)長様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス	支援事業所を変更する場合の理由 変更年月日 (令和 年	月 日付)									
※変更する場合のみ記入してください。 〇〇市(町村)長様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス 令和 年 月 日 住 所	支援事業所を変更する場合の理由 変更年月日 (令和 年	月 日付)									
※変更する場合のみ記入してください。 OO市(町村)長様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス 令和 年 月 日 住 所 被保険者	支援事業所を変更する場合の理由 変更年月日 (令和 年 《計画の作成を依頼することを届	月 日付)									
※変更する場合のみ記入してください。 〇〇市(町村)長様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス 令和 年 月 日 住所 被保険者 氏名	支援事業所を変更する場合の理由 変更年月日 (令和 年 《計画の作成を依頼することを届 電話番号 (月 日付)									
※変更する場合のみ記入してください。 〇〇市(町村)長様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス 令和 年 月 日 住 所 被保険者 氏 名 □ 被保険者資格 □ 届出の重	支援事業所を変更する場合の理由 変更年月日 (令和 年 な計画の作成を依頼することを届 電話番号 (月 日付)									
※変更する場合のみ記入してください。 〇〇市(町村)長様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス 令和 年 月 日 住所 被保険者 氏名	支援事業所を変更する場合の理由 変更年月日 (令和 年 な計画の作成を依頼することを届 電話番号 (月 日付)									

介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者が介護予防支援の提供にあたり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該介護予防支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。

令和 年 月 日 氏名

- (注意) 1 この届出書は、要支援認定の申請時に、若しくは、介護予防サービス計画の作成を依頼する事業 所が決まり次第速やかに〇〇市(町村)へ提出してください。
 - 2 介護予防サービス計画の作成を依頼する介護予防支援事業所又は介護予防支援を受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず〇〇市(町村)へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 御中



← 厚生労働省 老健局 認知症施策 • 地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の 提示について」の一部改正について 計50枚(本紙を除く)

> Vol.958 令和3年3月31日 厚生労働省老健局

認知症施策 • 地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線3936)

FAX: 03-3503-7894

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課長 (公 印 省 略)

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について

今般、別添のとおり「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」 (平成11年11月12日老企発第29号)について、以下のとおり一部改正いたしますので、 各都道府県におかれましては、趣旨をご理解の上、管内市区町村、関係団体、関係機関に 周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 居宅サービス計画書標準様式及び記載要領(別紙1) 標記別紙については、本通知の別添1のとおり改正する。
- 2 介護サービス計画書の様式について(別紙3) 標記別紙については、本通知の別添2のとおり改正する。

(別紙1)

居宅サービス計画書標準様式及び記載要領

第1表

居宅サービス計画書(1) _{作成年月日}

年 月

初回 ・ 紹介 ・ 継続

認定済・ 申請中

利用者名	展	ռ <u>፻</u>	生年月日	年	月	日	住所					
居宅サービス計画作成者	氏名											
居宅介護支援事業者・事	業所名及び所	<u> </u>										
居宅サービス計画作成(変更)日		年	月	日		初回居宅サーヒ	ごス計画作成日	年	月	日	
認定日 年	月 日	認定の	有効期間	年	月	日~	~ 年 月	日				
要介護状態区分 要	更介護 1 ·	要介護2	· 要介	護3	· 要	介護 4	· 要介護 5	5				
利用者及び家族の									 			
生活に対する									 			
意向を踏まえた									 			
課題分析の結果												
介護認定審査会の									 			
意見及びサービス									 			
の種類の指定									 			
総合的な援助の									 			
方針									 			
プリ 単1									 			
上江福叶中之刑 の												
生活援助中心型の 算 定 理 由	1. 一人暮		家族等が随	章害、疫	柒病等	3.	その他()	

第2表

居宅サービス計画書(2)

作成年月日 年 月 日

利用者名 殿

生活全般の解決す		目	標		援助内容							
べき課題(ニーズ)	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容	※ 1	サービス種別	※2	頻度	期間		
												

^{※1 「}保険給付の対象となるかどうかの区分」について、保険給付対象内サービスについては〇印を付す。

^{※2「}当該サービス提供を行う事業所」について記入する。

第3表

週間サービス計画表

作成年月日 年 月 日

利用者名	殿
------	---

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
	0:00								
\	2:00								
深	2.00								
夜	4:00								
	6:00								
早 朝	0 00								
	8:00								
午	10:00								
前	10.00								
	12:00								
午	14:00								
後	16:00								
	18:00								
夜	90:00								
間	20:00								
	22:00								
深夜	24:00								

週単位以外	
のサービス	

第4表

サービス担当者会議の要点 作成年月日 年 月

日

利用者名 殿

居宅サービス計画作成者(担当者)氏名

開催日	<u> 月 日 開催場</u>	<u>听</u>	開催日	時間	開催[開催回数				
会議出席者	所属(職種)	氏 名	所属(職種)	氏 名	所属(職種)	氏 名				
利用者・家族の出席 本人:【】 家族:【】 (続柄:)										
※備考										
検討した項目										
検討内容										
結論										
残された課題										
(次回の開催時期)										

第5表

居宅介護支援経過

作成年月日 年 月 日

利用者名 殿

居宅サービス計画作成者氏名

年	月	日	項	目	F	内	容	年	月	日	項	目	内	容
								-						
				- -				-	·					
								-						
								-						
								-						
				- -					- -	 				
								-						
								-						
									 .	 		- -		
								-						
								-						

認定済・申請中			年	月分サ	ービス	利用票	(兼月	号宅(:	介護予	予防)	サービ	ス計	画)			月	宇介	卜護 3	を援事	事業者	· ⇒ 利	用者
保険者番 号			保険者名					居宅業者	介護支 事業所 者	援事 名担 名					作 年 月	成 日			年	月		日
被保険者番号			フ リ ガ ナ 保険者氏名												届 年月	出日			年	月		日
明·大 生年 月日	年月日	性別	要介護状態区分 変 更 後 要介護状態区分 変 更 日	1	2 3 2 3 年	4	5 5 日	区 タ 限度	〉支 給 基準額				限度	度 額期間		年		月和	- から の 手で まで	介月 ā 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	まで 明入 用日	E
	44 ЦЭ	サービス							月間+	ナービス	ス計画及	び実績の	の記録									
提供時間帯	サービス 内 容	事業者 事業所名	日付 1 2 曜日	3 4 5	6 7	8 9	10 1	1 12	13 14	15	16 17	18 19	20 2	1 22	23 2	24 25	26	27	28 2	9 30	31	合計 回数
			予定 実績																\pm		!	
			予定 ! ! ! ! ! ! ! ! !											<u> </u>		-	\vdash		+	<u> </u>		
			予定 実績														曰	H	丰	丰		
			予定														H	H	\Rightarrow	<u></u>		
			予定														H	二	\Rightarrow	#		
			予定						i I		++			i İ		i	H	 	$\stackrel{+}{\Rightarrow}$	<u> </u>		
***************************************		<u> </u>	実績	******	****	*****	****	****	***	***	*****	***	***	***	***	****	\bowtie	\Longrightarrow	蕊	****	: <u> </u>	***
			予定 実績 予定																			
			実績			<u> </u>			i			i							丰	-	<u> </u>	
			実績 予定								\dashv					-	H	H	\mp	丰		
			実績														H		丰	<u> </u>		
			実績								++						Ħ	\dashv	\ddagger	+		
			実績											<u> </u>			H	井	\Rightarrow	<u> </u>		
			予定				+ +	+ +	-	+ +	++			-	 	-	\vdash	\vdash	+		!	

第7表

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービス コード	単位数		引後	回数	サービス 単位/金額	給付管理 単位数	種類支給限度 基準を超える 単位数	種類支給限度 基準内単位数	区分支給限度 基準を超える 単位数	区分支給限度 基準内単位数	単位数	費用総額 保険/事業対象分	給付率	保険/事業費 請求額	定額利用者負担 単価金額	利用者負担 保険/事業対象分	利用者負担(全額負担分
7.71377. 11	7-74-77-122-3	7 - 1171 1230	コード		率%	単位数		単位/金額	単位数	単位数	基準内単位数	単位数	基準内単位数	単価	保険/事業対象分	(%)	請求額	単価金額	保険/事業対象分	(全額負担分
			区分支給限度 基準額(単位)				合計													

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度 基準額(単位)	合計単位数	種類支給限度基準 を超える単位数	サービス種類	種類支給限度 基準額(単位)	合計単位数	種類支給限度基準 を超える単位数
				合計			

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累積利用日数

(居宅サービス計画書記載要領)

本様式は、当初の介護サービス計画原案を作成する際に記載し、その後、介護サービス計画の一部を変更する都度、別葉を使用して記載するものとする。但し、サービス内容への具体的な影響がほとんど認められないような軽微な変更については、当該変更記録の箇所の冒頭に変更時点を明記しつつ、同一用紙に継続して記載することができるものとする。

なお、介護サービス計画は、利用者の生活を総合的かつ効果的に支援するために重要な計画であり、利用者が地域の中で尊厳ある自立した生活を続けるための利用者本人の計画であることを踏まえ、わかりやすく記載するものとする。

- 1 第1表 :「居宅サービス計画書(1)」
 - ①「利用者名」 当該居宅サービス計画の利用者名を記載する。
 - ②「生年月日」 当該利用者の生年月日を記載する。
 - ③「住所」 当該利用者の住所を記載する。
 - ④「居宅サービス計画作成者氏名」 当該居宅サービス計画作成者(介護支援専門員)の氏名を記載する。
 - ⑤「居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地」 当該居宅サービス計画作成者の所属する居宅介護支援事業者・事業所名及 び所在地を記載する。
 - ⑥「居宅サービス計画作成(変更)日」 当該居宅サービス計画を作成または変更した日を記載する。
 - ⑦「初回居宅サービス計画作成日」 当該居宅介護支援事業所において当該利用者に関する居宅サービス計画 を初めて作成した日を記載する。

⑧「初回・紹介・継続」

当該利用者が、当該居宅介護支援事業所において初めて居宅介護支援を受ける場合は「初回」に、他の居宅介護支援事業所(同一居宅介護支援事業者の他の事業所を含む。以下同じ。)又は介護保険施設から紹介された場合は「紹介」に、それ以外の場合は「継続」に〇を付す。

なお、「紹介」とは、当該利用者が他の居宅介護支援事業所又は介護保険施設において既に居宅介護支援等を受けていた場合を指す。

また、「継続」とは、当該利用者が既に当該居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けている場合を指す。

おって、当該居宅介護支援事業所において過去に居宅介護支援を提供した 経緯がある利用者が一定期間を経過した後に介護保険施設から紹介を受け た場合には、「紹介」及び「継続」の両方を〇印で囲むものとする。

⑨「認定済・申請中」

「新規申請中」(前回「非該当」となり、再度申請している場合を含む。)、「区分変更申請中」、「更新申請中であって前回の認定有効期間を超えている場合」は、「申請中」に〇を付す。それ以外の場合は「認定済」に〇を付す。

① 「認定日」

「要介護状態区分」が認定された日(認定の始期であり、初回申請者であれば申請日)を記載する。

「申請中」の場合は、申請日を記載する。認定に伴い当該居宅サービス計画を変更する必要がある場合には、作成日の変更を行う。

⑪「認定の有効期間」

被保険者証に記載された「認定の有効期間」を転記する。

⑩「要介護状態区分」

被保険者証に記載された「要介護状態区分」を転記する。

③「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」

利用者及びその家族が、どのような内容の介護サービスをどの程度の頻度で利用しながら、どのような生活をしたいと考えているのか意向を踏まえた課題分析の結果を記載する。その際、課題分析の結果として、「自立支援」に資するために解決しなければならない課題が把握できているか確認する。そのために、利用者の主訴や相談内容等を踏まえた利用者が持っている力や生

活環境等の評価を含め利用者が抱える問題点を明らかにしていくこと。

なお、利用者及びその家族の生活に対する意向が異なる場合には、各々の 主訴を区別して記載する。

(4)「認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」

被保険者証を確認し、「認定審査会意見及びサービスの種類の指定」が記載されている場合には、これを転記する。

(15)「総合的な援助の方針」

課題分析により抽出された、「生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)」に対応して、当該居宅サービス計画を作成する介護支援専門員をはじめ各種のサービス担当者が、どのようなチームケアを行おうとするのか、利用者及び家族を含むケアチームが確認、検討の上、総合的な援助の方針を記載する。

あらかじめ発生する可能性が高い緊急事態が想定されている場合には、対応機関やその連絡先、また、あらかじめケアチームにおいて、どのような場合を緊急事態と考えているかや、緊急時を想定した対応の方法等について記載することが望ましい。例えば、利用者の状態が急変した場合の連携等や、将来の予測やその際の多職種との連携を含む対応方法について記載する。

(16)「生活援助中心型の算定理由」

介護保険給付対象サービスとして、居宅サービス計画に生活援助中心型の 訪問介護を位置付けることが必要な場合に記載する。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号) 別表の 1 の注 3 に規定する「単身の世帯に属する利用者」の場合は、「1. 一人暮らし」に、「家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者または当該家族等が家事を行うことが困難であるもの」の場合は、「2. 家族等が障害、疾病等」に〇を付す。また、家族等に障害、疾病がない場合であっても、同様のやむをえない事情により、家事が困難な場合等については、「3. その他」に〇を付し、その事情の内容について簡潔明瞭に記載する。事情の内容については、例えば、

- 家族が高齢で筋力が低下していて、行うのが難しい家事がある場合
- ・ 家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまう恐れがある場合
- ・ 家族が仕事で不在の時に、行わなくては日常生活に支障がある場合などがある。(「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活

2 第2表:「居宅サービス計画書(2)」

①「生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)」

利用者の自立を阻害する要因等であって、個々の解決すべき課題(ニーズ)についてその相互関係をも含めて明らかにし、それを解決するための要点がどこにあるかを分析し、その波及する効果を予測して原則として優先度合いが高いものから順に記載する。具体的には、利用者の生活全般の解決すべき課題(ニーズ)の中で、解決していかなければならない課題の優先順位を見立て、そこから目標を立て、

- 利用者自身の力で取り組めること
- 家族や地域の協力でできること
- ケアチームが支援すること

で、できるようになることなどを整理し、具体的な方法や手段をわかりやす く記載する。

目標に対する援助内容では、「いつまでに、誰が、何を行い、どのようになるのか」という目標達成に向けた取り組みの内容やサービスの種別・頻度や期間を設定する。

②「目標(長期目標·短期目標)」

「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。

ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。

「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に 結びつけるものである。

緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動するが、 目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた 段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直しを行い記載する。

なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載する こととし、かつ目標は、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはなら ない。

③ (「長期目標」及び「短期目標」に付する)「期間」

「長期目標」の「期間」は、「生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)」を、いつまでに、どのレベルまで解決するのかの期間を記載する。

「短期目標」の「期間」は、「長期目標」の達成のために踏むべき段階として設定した「短期目標」の達成期限を記載する。

また、原則として開始時期と終了時期を記入することとし、終了時期が特定できない場合等にあっては、開始時期のみ記載する等として取り扱って差し支えないものとする。

なお、期間の設定においては「認定の有効期間」も考慮するものとする。

4)「サービス内容」

「短期目標」の達成に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明らかにし、適切・簡潔に記載する。

この際、家族等による援助や必要に応じて保険給付対象外サービスも明記し、また、当該居宅サービス計画作成時において既に行われているサービスについても、そのサービスがニーズに反せず、利用者及びその家族に定着している場合には、これも記載する。

なお、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載する必要があるが、その理由を当該欄に記載しても差し支えない。

⑤「保険給付の対象となるかどうかの区分」

「サービス内容」中、保険給付対象内サービスについて〇印を付す。

⑥「サービス種別」

「サービス内容」及びその提供方針を適切に実行することができる居宅サービス事業者等を選定し、具体的な「サービス種別」及び当該サービス提供を行う「事業所名」を記載する。

家族が担う介護部分についても、誰が行うのかを明記する。

⑦「頻度」・「期間」

「頻度」は、「サービス内容」に掲げたサービスをどの程度の「頻度(一定期間内での回数、実施曜日等)」で実施するかを記載する。

「期間」は、「サービス内容」に掲げたサービスをどの程度の「期間」にわたり実施するかを記載する。

なお、「期間」の設定においては「認定の有効期間」も考慮するものとする。

⑧福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。

なお、理由については、別の用紙(別葉)に記載しても差し支えない。

3 第3表:「週間サービス計画表」

第2表「居宅サービス計画書(2)」の「援助内容」で記載したサービスを保 険給付内外を問わず、記載する。なお、その際、「援助内容」の頻度と合ってい るか留意する。

①「主な日常生活上の活動」

利用者の起床や就寝、食事、排泄などの平均的な一日の過ごし方について記載する。例えば、食事については、朝食・昼食・夕食を記載し、その他の例として、入浴、清拭、洗面、口腔清掃、整容、更衣、水分補給、体位変換、家族の来訪や支援など、家族の支援や利用者のセルフケアなどを含む生活全体の流れが見えるように記載する。

なお、当該様式については、時間軸、曜日軸の縦横をどちらにとってもかまわない。

②「週単位以外のサービス」

各月に利用する短期入所等、福祉用具、住宅改修、医療機関等への受診状況や通院状況、その他の外出や「多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス」などを記載する。

4 第4表 :「サービス担当者会議の要点」

サービス担当者会議を開催した場合に、当該会議の要点について記載する。 また、サービス担当者会議を開催しない場合や会議に出席できない場合に、 サービス担当者に対して行った照会の内容等についても、記載する。

①「利用者名」

第1表から転記する。

- ②「生年月日」 第1表から転記する。
- ③「住所」 第1表から転記する。
- ④「居宅サービス計画作成者氏名」 第1表から転記する。
- ⑤「開催日」当該会議の開催日を記載する。
- ⑥「開催場所」当該会議の開催場所を記載する。
- ⑦「開催時間」当該会議の開催時間を記載する。
- ⑧「開催回数」当該会議の開催回数を記載する。

⑨「会議出席者」

当該会議の出席者の「所属(職種)」及び「氏名」を記載する。本人又はその家族が出席した場合には、その旨についても記入する。記載方法については、「会議出席者」の欄に記載、もしくは、「所属(職種)」の欄を活用して差し支えない。また、当該会議に出席できないサービス担当者がいる場合には、その者の「所属(職種)」及び「氏名」を記載するとともに、当該会議に出席できない理由についても記入する。なお、当該会議に出席できないサービス担当者の「所属(職種)」、「氏名」又は当該会議に出席できない理由について他の書類等により確認することができる場合は、本表への記載を省略して差し支えない。

⑩「検討した項目」

当該会議において検討した項目について記載する。当該会議に出席できな

いサービス担当者がいる場合には、その者に照会(依頼)した年月日、内容及び回答を記載する。また、サービス担当者会議を開催しない場合には、その理由を記載するとともに、サービス担当者の氏名、照会(依頼)年月日、照会(依頼)した内容及び回答を記載する。なお、サービス担当者会議を開催しない理由又はサービス担当者の氏名、照会(依頼)年月日若しくは照会(依頼)した内容及び回答について他の書類等により確認することができる場合は、本表への記載を省略して差し支えない。

①「検討内容」

当該会議において検討した項目について、それぞれ検討内容を記載する。 その際、サービス内容だけでなく、サービスの提供方法、留意点、頻度、 時間数、担当者等を具体的に記載する。

なお、⑩「検討した項目」及び⑪「検討内容」については、一つの欄に統合し、合わせて記載しても差し支えない。

(12)「結論」

当該会議における結論について記載する。

(13)「残された課題(次回の開催時期等)」

必要があるにもかかわらず社会資源が地域に不足しているため未充足となった場合や、必要と考えられるが本人の希望等により利用しなかった居宅サービスや次回の開催時期、開催方針等を記載する。

なお、これらの項目の記載については、当該会議の要点を記載するものであることから、第三者が読んでも内容を把握、理解できるように記載する。

5 第5表:「居宅介護支援経過」

モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する。

漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努める。

第5表「居宅介護支援経過」は、介護支援専門員等がケアマネジメントを推進する上での判断の根拠や介護報酬請求に係る内容等を記録するものであることから、介護支援専門員が日頃の活動を通じて把握したことや判断したこと、持ち越された課題などを、記録の日付や情報収集の手段(「訪問」(自宅や事業所等の訪問先を記載)、「電話」・「FAX」・「メール」(これらは発信(送信)・受信が

わかるように記載)等)とその内容について、時系列で誰もが理解できるように 記載する。

そのため、具体的には、

- 日時(時間)、曜日、対応者、記載者(署名)
- 利用者や家族の発言内容
- サービス事業者等との調整、支援内容等
- 居宅サービス計画の「軽微な変更」の場合の根拠や判断

等の客観的な事実や判断の根拠を、簡潔かつ適切な表現で記載する。

簡潔かつ適切な表現については、誰もが理解できるように、例えば、

- 文章における主語と述語を明確にする、
- 共通的でない略語や専門用語は用いない、
- 曖昧な抽象的な表現を避ける、
- 箇条書きを活用する、

等わかりやすく記載する。

なお、モニタリングを通じて把握した内容ついて、モニタリングシート等を活用している場合については、例えば、「モニタリングシート等 (別紙) 参照」等と記載して差し支えない。(重複記載は不要)

ただし、「(別紙)参照」については、多用することは避け、その場合、本表に概要をわかるように記載しておくことが望ましい。

※ モニタリングシート等を別途作成していない場合は本表への記載でも可。

6 第6表:「サービス利用票(兼居宅サービス計画)」

「居宅サービス計画原案」に位置付けられたサービスをもとに、月単位で作 成する。

①「認定済・申請中の区分」

「認定済」・「申請中」の区分のどちらかをOで囲む。「新規申請中」、「区分変更申請中」及び「更新申請中に当該認定有効期間を超えた場合」については「申請中」となり、その他の場合が「認定済」となる。

②「対象年月」

居宅サービス計画の対象となる年月を和暦で記載する。

③「保険者番号」

被保険者証または資格者証に記載された内容を転記する。

④「保険者名」

被保険者証または資格者証に記載された内容を転記する。

⑤「被保険者番号」

被保険者証または資格者証に記載された内容を転記する。

⑥「被保険者氏名」

被保険者証または資格者証に記載された内容を転記する。

⑦「生年月日」

被保険者証または資格者証に記載された内容を転記する。

⑧「性別」

被保険者証または資格者証に記載された内容を転記する。

⑨「要介護状態区分」

「認定済」の場合は、被保険者証に記載された要介護状態区分をOで囲む。 「申請中」の場合は、居宅サービス計画作成に当たって前提とした要介護状態区分をOで囲む。

①「変更後要介護状態区分·変更日」

月の途中で要介護状態区分に変更があった場合に、変更後の要介護状態区分を〇で囲み、変更日を記載する。

①「居宅介護支援事業者事業所名担当者名」

居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所の名称及び担当者名を 記載する。ただし、利用者が作成した場合は記載する必要はない。

①「作成年月日」

居宅サービス計画からサービス利用票を作成し、利用者の同意を得た日付を記載する。居宅サービス計画の変更を行った場合は、変更後の居宅サービス計画に基づいてサービス利用票を作成し、利用者の同意を得た日付を記載する。ただし、利用者が作成した場合は、記載する必要はない。

(13)「利用者確認」

居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票(控)に、利用者の確認を 受ける。ただし、利用者が作成した場合は、記載する必要はない。

(4)「保険者確認印」

利用者が自ら作成した居宅サービス計画に基づきサービス利用票を作成した場合に、その受付を行った市町村が確認印を押印する。ただし、居宅介護支援事業者が作成したサービス利用票を受け付けた場合は、押印する必要はない。

① 「届出年月日」

利用者が自ら作成した居宅サービス計画に基づきサービス利用票を作成した場合に、その受付を行った市町村が市町村に届け出た年月日を記載する。ただし、居宅介護支援事業者が作成したサービス利用票を受け付けた場合は、記載する必要はない。

(16)「区分支給限度基準額」

被保険者証に記載された支給限度基準額(単位数)を記載する。「申請中」の場合は、居宅サービス計画作成に当たって前提とした要介護状態区分に応じた1月間当たりの支給限度基準額(単位数)(月途中の変更がある場合には、重い方の「要介護状態区分」に対応した額と一致する。)を記載する。

①「限度額適用期間」

被保険者証に記載された限度額適用期間を記載する。

(18)「前月までの短期入所利用日数」

計画対象月までの短期入所利用日数を記載する。新規認定申請中の場合は、「O」と記載する。

(19) 「曜日」

対象月における日付に対応する曜日を記載する。

20「提供時間帯」

サービス提供開始から終了までの予定時刻を 24 時間制で記載する。サービス提供時間帯が決まっているものは、提供時間帯の早い順(0:00~24:00)に記載する。ただし、福祉用具貸与及び短期入所サービスの場合は、記載す

る必要はない。

②1)「サービス内容」

適用するサービスコードに対応するサービスの名称(「介護給付費単位数・ サービスコード表」の省略名称)を記載する。

②「サービス事業者事業所名」 サービス提供を行う事業所の名称を記載する。

23 「予定」

該当するサービスの提供回数(通常は「1」)を記載する。ただし、福祉用 具貸与の場合は、記載する必要はない。

24)「実績」

サービスを提供した事業所が実績を記載する。計画を作成する時点での記載は、必要ない。

②「合計回数」

各行の「予定」欄に記載された提供回数の合計を記載する。ただし、福祉 用具貸与の場合は、記載する必要はない。

7 第7表:「サービス利用票別表」

(1)第6表「サービス利用票」の各行から、支給限度管理の対象となるサービスを全て転記する。記載は、サービス提供事業所毎に記載することとし、同一事業所で複数のサービスを提供する場合は、サービスコード毎に記載する。また、事業所又はサービス種類(サービスコードの上2桁)が変わる毎に、その事業所又はサービス種類毎の集計値を記載するための集計行を1行ずつ挿入する。(1つのサービス種類について1つしかサービスコードがない場合は、集計行は不要。)

①「事業所名」

第6表「サービス利用票」の②「サービス事業者事業所名」欄から転記する。集計行にも対象事業所名を記載する。

②「事業所番号」

前記①「事業所名」に対応する事業所番号を WAM NET の『介護報酬情報提供システム』等により確認して記載する。集計行にも対象事業所の事業所番号を記載する。

③「サービス内容/種類」

第6表「サービス利用票」の②「サービス内容」欄から転記する。集計行には、サービス種類の名称を記載する。

④「サービスコード」

前記③「サービス内容/種類」に対応するサービスコードを『介護給付費 単位数・サービスコード表』により確認して記載する。集計行には、記載す る必要はない。

⑤「単位数」

前記④「サービスコード」に対応する1回当たりの単位を『介護給付費単位数サービスコード表』により確認して記載する。ただし、福祉用具貸与の場合は、記載する必要はない。また、集計行には、記載する必要はない。

⑥「割引後率(%)」

料金割引を行っている場合には、前記③「サービス内容/種類」に対応する割引率を確認し、割引後の率(割引後率=100%-割引率(%))をWAMNETの『介護報酬情報提供システム』等の活用により確認し記載する。

⑦「割引後単位数」

前記⑥の記載を行っている場合(料金割引を行っている場合)には、前記⑤「単位数」に前記⑥「割引後率」を乗じて算出した割引後の単位数、(小数点以下四捨五入)を記載する。

⑧「回数」

第6表「サービス利用票」の②「予定」欄から1月間分の合計回数(同表の[25]「合計回数」欄)を転記する。ただし、福祉用具貸与の場合は、記載する必要はない。また、集計行には、記載する必要はない。

⑨「サービス単位/金額」

前記⑤「単位数」(料金割引を行っている場合は、前記⑦「割引後単位数」)

に前記®「回数」を乗じて算出した結果を、集計行を識別できるよう括弧書き等により記載する。区分支給限度管理対象外のサービス(特別地域加算等)については、合計には含めないため、識別できるよう記載する。福祉用具貸与の場合は、実際の費用額を単位数当たり単価で除した結果(小数点以下四捨五入)を記載する。

- ⑩「種類支給限度基準額(単位)」※「種類別支給限度管理」表 市町村が種類支給限度基準を定めている場合には、「被保険者証」から、種 類別の支給限度額を転記する。
- ①「合計単位数」※「種類別支給限度管理」表 市町村が種類支給限度基準を定めている場合には、前記⑨「サービス単位 /金額」欄から、サービス種類別に単位数を合計し記載する。
- ⑩「種類支給限度基準を超える単位数」※「種類別支給限度管理」表前記⑩及び⑪の記載を行った場合(市町村が種類支給限度基準を定めている場合)には、前記⑪「合計単位数」から前記⑩「種類支給限度基準額(単位)」を差引き、種類別に支給限度基準を超える単位数を算出する。
- ③「種類支給限度基準を超える単位数」

市町村が種類支給限度基準を定めている場合には、前記⑫の「種類支給限度基準を超える単位数」の合計に等しくなるように単位数を種類別に振り分ける。

(4)「種類支給限度基準内単位数」

市町村が種類支給限度基準を定めている場合には、前記⑨「サービス単位 /金額」から前記⑬「種類支給限度基準を超える単位数」で割り振られた単 位数を差し引いた単位数を記載する。

(15)「区分支給限度基準額(単位)」

「被保険者証」から、区分支給限度基準額を転記する。

(16)「区分支給限度基準を超える単位数」

種類支給限度基準が設定されていない場合は、前記⑤から前記⑨「サービス単位/金額」欄の合計欄の単位数を超える単位数を記載する。

種類支給限度基準額が設定されている場合は、前記⑮から前記⑭「種類支

給限度基準内単位数」欄の合計欄を超える単位数を記載する。内訳については、合計欄に等しくなるように単位数を割り振る。

①「区分支給限度基準内単位数」

種類支給限度基準が設定されていない場合は、前記⑨「サービス単位/金額」から、前記⑩で割り振られた単位を差し引いた単位数を記載する。

種類支給限度基準が設定されている場合は、前記⑩「種類支給限度基準額 (単位)」から、前記⑯で割り振られた単位数を差し引いた単位数を記載する。

(18)「単位数単価」

各事業所の所在地におけるサービス種類に対応する単位数当たりの単価を、WAM NET『介護報酬情報提供システム』等の活用により確認し記載する。

(19)「費用総額(保険対象分)」

前記①「区分支給限度基準内単位数」に前記®「単位数単価」を乗じて算出した額(円未満切り捨て)を記載する。

20「給付率(%)」

介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載する。利用者 負担の減額対象者、保険給付額の減額対象者等は、被保険者証、減額証等を 参考にして記載する。

②「保険給付額」

前記®「費用総額(保険対象分)」に前記⑩「給付率」を乗じて算出した額 (円未満切り捨て)を記載する。

② 「利用者負担 (保険対象分)」

前記®「費用総額(保険対象分)」から前記②「保険給付額」を差引いて算出した額を記載する。

なお、端数処理の関係で、実際の事業者の徴収方法(毎回徴収するか、まとめて徴収するか)や、公費負担医療の適用によっては利用者負担が異なる場合があるので注意すること。

② 「利用者負担(全額負担分)」

前記16 「区分支給限度基準を超える単位数」に前記18 「単位数単価」を乗じて算出した額(円未満切り捨て)を記載する。

(2) 要介護認定期間中の短期入所利用日数

- ①「前月までの利用日数」 サービス利用票の前月までの短期入所利用日数の合計を転記する。
- ②「当月の計画利用日数」 当月中に計画に位置づけた短期入所サービスの利用日数のうち、限度額内 の単位数に相当する日数を記載する。
- ③「累計利用日数」
 - ①と②の累計日数を記載する。

(別紙3)

介護サービス計画書の様式について

I 様式の基本的な考え方

介護サービス計画書の様式は、単なる記録用紙ではなく、介護支援専門員が課題分析の結果を踏まえて介護サービス計画(ケアプラン)を作成する思考の順序や要点を表したものである必要がある。

このような要件を備えた様式は、介護支援専門員に対する教育的な効果を持つものであり、その様式を活用することにより、一定水準の介護サービス計画を作成することができることを意味する。また、適切な様式は、介護支援専門員にとって、介護サービス計画が作成し易く、サービス担当者会議(ケアカンファレンス)に使い易いものとなる。

前記の観点から、ここに介護サービス計画の標準的な様式及び記入要領を示し、もって介護サービス計画の作成方法の理解及びサービス担当者間の共通の 視点での議論に資するものである。

Ⅱ 介護サービス計画書の定義

介護保険法上の区分に基づき、以下のとおりに区分することとする。

1. 「居宅サービス計画書」

介護保険法第八条第二十一項に規定する「居宅サービス計画」の作成に用いる様 式

2.「施設サービス計画書」

介護保険法第八条第二十三項に規定する「施設サービス計画」の作成に用いる様 式

3.「介護サービス計画書」

「居宅サービス計画」と「施設サービス計画」の両者の作成に用いる様式の総称

Ⅲ 様式を作成するに当たっての前提(順不同)

〇利用者及びその家族からの開示請求がなされた場合には開示することを前提 に考える。

- 〇サービス担当者会議に提出するものであることを前提に考える。
- 〇同一用紙に介護サービス計画の変更を継続して記録していくものではなく、 介護サービス計画の作成(変更)の都度、別の用紙(別葉)に記録する、時点 主義の様式を前提に考える。

[記載要領]

本様式は、当初の介護サービス計画原案を作成する際に記載し、その後、介護 サービス計画の一部を変更する都度、別葉を使用して記載するものとする。但し、 サービス内容への具体的な影響がほとんど認められないような軽微な変更については、当該変更記録の箇所の冒頭に変更時点を明記しつつ、同一用紙に継続して記載することができるものとする。

- Ⅳ 「居宅サービス計画書」の記載項目について
- 1. 第1表:「居宅サービス計画書(1)」
 - ①「利用者名」

[記載要領]

当該居宅サービス計画の利用者名を記載する。

②「生年月日」

[記載要領]

当該利用者の生年月日を記載する。

③「住所」

[記載要領]

当該利用者の住所を記載する。

④「居宅サービス計画作成者氏名」

[記載要領]

当該居宅サービス計画作成者(介護支援専門員)の氏名を記載する。

⑤「居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地」

[記載要領]

当該居宅サービス計画作成者の所属する居宅介護支援事業者・事業所名及

び所在地を記載する。

⑥「居宅サービス計画作成(変更)日」

[記載要領]

当該居宅サービス計画を作成または変更した日を記載する。

⑦「初回居宅サービス計画作成日」

[理由]

当該様式は、基本的には初回の居宅サービス計画作成後、変更の都度に別葉に更新することを前提とするため、当該利用者が、いつの時点から継続して居宅介護支援を受けているか(いつからケアマネジメント関係にあるか)を明示する必要がある。

これによって、当該居宅サービス計画作成者である介護支援専門員はもとより、各種のサービス担当者に、サービス提供上の経過的な変化を観察するための動機が働き、モニタリングの不足による漫然とした不適切な処遇の継続を防止し、利用者及びその家族の介護に関する意向や介護の必要性の変化が常に居宅サービス計画に反映されることとなる。

[記載要領]

当該居宅介護支援事業所において当該利用者に関する居宅サービス計画を初めて作成した日を記載する。

⑧「初回・紹介・継続」

「理由]

当該利用者が、他の居宅介護支援事業所(同一居宅介護支援事業者の他の 事業所を含む。)または介護保険施設から紹介されたものであるか、当該居宅 介護支援事業所において初めて介護支援サービスを受けるものであるかを 明らかにすることにより、例えば、サービス担当者会議の場において、紹介 利用者であるにも関わらず、それまで居宅介護支援を行ってきた居宅介護支 援事業所等における支援記録を参考としないような事態を防止できる。また、 既に当該居宅介護支援事業所によって居宅介護支援を受けていることを明 示するために「継続」を設ける。

[記載要領]

当該利用者が、当該居宅介護支援事業所において初めて居宅介護支援を受ける場合は「初回」に、他の居宅介護支援事業所(同一居宅介護支援事業者の他の事業所を含む。以下同じ。)又は介護保険施設から紹介された場合は「紹介」に、それ以外の場合は「継続」に〇を付す。

なお、「紹介」とは、当該利用者が他の居宅介護支援事業所又は介護保険施設において既に居宅介護支援等を受けていた場合を指す。

また、「継続」とは、当該利用者が既に当該居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けている場合を指す。

おって、当該居宅介護支援事業所において過去に居宅介護支援を提供した 経緯がある利用者が一定期間を経過した後に介護保険施設から紹介を受け た場合には、「紹介」及び「継続」の両方を〇印で囲むものとする。

[参考条文]

・厚生省令第三十八号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基 準」

第十五条(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

・厚生省令第三十九号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基 準」

第八条(入退所)第六項

・厚生省令第四十号「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」

第九条(入退所)第五項

・厚生省令第四十一号「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する 基準」

第九条(入退院)第五項

⑨「認定済・申請中」

「理由]

認定により要介護状態区分が確定しているか、初回申請中又は変更申請中で要介護状態区分が変動する等の可能性があるかを明らかにしておく必要がある。

[記載要領]

「新規申請中」(前回「非該当」となり、再度申請している場合を含む。)、「区分変更申請中」、「更新申請中であって前回の認定有効期間を超えている場合」は、「申請中」に〇を付す。それ以外の場合は「認定済」に〇を付す。

⑩「認定日」

[理由]

当該居宅サービス計画作成に係る要介護状態区分が、いつから継続しているかを把握することにより、例えば、長期間にわたり要介護状態区分に変化がないような事例の点検に資する。

[記載要領]

「要介護状態区分」が認定された日(認定の始期であり、初回申請者であれば申請日)を記載する。

「申請中」の場合は、申請日を記載する。認定に伴い当該居宅サービス計画を変更する必要がある場合には、作成日の変更を行う。

①「認定の有効期間」

[理由]

当該居宅サービス計画作成に係る要介護状態区分の有効期間が、いつまで 継続するのかを把握することにより、例えば、長時間にわたり要介護状態区 分に変化がないような事例の点検に資する。

[記載要領]

被保険者証に記載された「認定の有効期間」を転記する。

①「要介護状態区分」

[記載要領]

被保険者証に記載された「要介護状態区分」を転記する。

③「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」「理由〕

利用者とその介護を行う家族は不即不離の関係にある。介護や支援を受けつつ、利用者や家族が、家庭や地域社会の構成員として自立した主体的・能動的な生活を送ることが重要である。このため、利用者はもとよりその家族が、介護や支援を受けつつ、どのような生活をしたいと望んでいるのかについて、明確に把握する必要がある。

このような主体的な生活への欲求と対応するサービスが一体となり初めて効果的な援助が可能となる。

また、時として、このような意向が消極的な場合があるが、そのような場合には自立意欲を高め、積極的な意向が表明できるよう援助する必要がある。 [記載要領]

利用者及びその家族が、どのような内容の介護サービスをどの程度の頻度で利用しながら、どのような生活をしたいと考えているのか意向を踏まえた課題分析の結果を記載する。その際、課題分析の結果として、「自立支援」に資するために解決しなければならない課題が把握できているか確認する。そのために、利用者の主訴や相談内容等を踏まえた利用者が持っている力や生活環境等の評価を含め利用者が抱える問題点を明らかにしていくこと。

なお、利用者及びその家族の生活に対する意向が異なる場合には、各々の 主訴を区別して記載する。

(4)「認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」

[理由]

法第八十条第二項により、「指定居宅介護支援事業者は、被保険者証に認定 審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、指定居宅介護支援を提供するよう努めなければならない」こととされている。

また、法第七十三条第二項により、「指定居宅サービス事業者は、被保険者証に認定審査会意見(指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項)が記載されているときは、その意見に配慮して、指定居宅サービスを提供するよう努めなければならない」こととされている。

このため、介護支援専門員は、利用者について、法第二十七条(要介護認定)第五項第一号、第二号に係る認定審査会意見が付されているか否かを被保険者証により確認し、「認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」が付されている場合には、これを転記し、これに沿った居宅サービス計画を作成するとともに、サービス担当者間の共通認識として確認しておく必要がある。「記載要領」

被保険者証を確認し、「認定審査会意見及びサービスの種類の指定」が記載されている場合には、これを転記する。

⑤「総合的な援助の方針」

「理由]

課題分析により抽出された、「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」に対応して、介護支援専門員をはじめ各種のサービス担当者が、利用者の自立を援助するために、どのようなチームケアを行おうとするのか、ケアチーム全体が共有する理念を含む援助の指針を具体的に明らかにする必要がある。

ここでは、利用者及びその家族の自立を阻害する要因や、問題の所在、自立に至る道筋を明らかにし、「生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)」の解決のための目標、具体策を示した上で、総合的な援助の方針が記される必要がある。

なお、「総合的な援助の方針」及び以下の「援助目標(長期目標・短期目標)」、 「援助内容(サービス内容、サービス種別等)」などは、利用者及びその家族 の状況の変動によって随時見直される必要があることは当然である。

さらに、あらかじめ発生する可能性が高い緊急事態が想定されている場合には、対応機関やその連絡先等について記載することが望ましい。

[記載要領]

課題分析により抽出された、「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」に対応して、当該居宅サービス計画を作成する介護支援専門員をはじめ各種のサービス担当者が、どのようなチームケアを行おうとするのか、利用者及び家族を含むケアチームが確認、検討の上、総合的な援助の方針を記載する。

あらかじめ発生する可能性が高い緊急事態が想定されている場合には、対応機関やその連絡先、また、あらかじめケアチームにおいて、どのような場合を緊急事態と考えているかや、緊急時を想定した対応の方法等について記載することが望ましい。例えば、利用者の状態が急変した場合の連携等や、将来の予測やその際の多職種との連携を含む対応方法について記載する。

(16)「生活援助中心型の算定理由」

[記載要領]

介護保険給付対象サービスとして、居宅サービス計画に生活援助中心型の 訪問介護を位置付けることが必要な場合に記載する。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成十二年二月十日厚生省告示第十九号)別表の1の注3に規定する「単身の世帯に属する利用者」の場合は、「1. 一人暮らし」に、「家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者または当該家族等が家事を行うことが困難であるもの」の場合は、「2. 家族等が障害、疾病等」に〇を付す。また、家族等に障害、疾病がない場合であっても、同様のやむをえない事情により、家事が困難な場合等については、「3. その他」に〇を付し、その事情の内容については、「3. その他」に〇を付し、その事情の内容について簡潔明瞭に記載する。事情の内容については、例えば、

- 家族が高齢で筋力が低下していて、行うのが難しい家事がある場合
- ・ 家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまう恐れがある場合
- ・ 家族が仕事で不在の時に、行わなくては日常生活に支障がある場合などがある。(「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて」(平成21年12月25日老振発1224第1号)参照)
- 2 第2表:「居宅サービス計画書(2)」
 - ①「生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)」 「理由]

「生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)」を明確にすることは、居宅介護支援の最初の段階である。様式としては、「総合的な援助の方針」が先に掲げられているが、この「生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)」を明確にせずには、「総合的な援助の方針」が立たないことは当然である。

なお、「生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)」については、次の 2 点が重要である。

〇生活全般にわたるものであること。

居宅サービス計画は、その達成により、介護や支援を受けながらも家庭や地域社会において可能な限り自立した生活を営むことができることを目的として作成するものであり、利用者及びその家族の解決すべき課題は、介護の問題のみにとどまらないこともある。

介護保険給付以外の社会的な制度やその他のサービス、私的な援助などにより解決されるべき課題についても、居宅サービス計画に位置付けるよう努めることが大切である。

〇自立の阻害要因と利用者及びその家族の現状認識が明らかにされている こと。

利用者の自立を阻害する要因等を分析し、解決すべき課題を設定するとともに、利用者及び家族の現状認識を明らかにする。また、多くの場合、解決すべき課題は複数の連動した相互関係を持つため、全体の解決を図るためには緻密なプログラムが必要となる。利用者の自立を阻害する要因等の相互関係を構成する個々の解決すべき課題について明らかにし、それを解決するための要点がどこにあるかを分析し、その波及する効果を予測して優先順位を付した上で、解決すべき課題をとりまとめ、対応するサービスとしてどのようなサービスが、どのような方針で行われる必要があるかが思考されなければならない。ただし、この優先順位は絶対的なものではなく、必要に応じて見直しを行うべきものであることに留意する。

[記載要領]

利用者の自立を阻害する要因等であって、個々の解決すべき課題(ニーズ)についてその相互関係をも含めて明らかにし、それを解決するための要点がどこにあるかを分析し、その波及する効果を予測して原則として優先度合いが高いものから順に記載する。具体的には、利用者の生活全般の解決すべき課題(ニーズ)の中で、解決していかなければならない課題の優先順位を見立て、そこから目標を立て、

- 利用者自身の力で取り組めること
- 家族や地域の協力でできること

ケアチームが支援すること

で、できるようになることなどを整理し、具体的な方法や手段をわかりやすく記載する。

目標に対する援助内容では、「いつまでに、誰が、何を行い、どのようになるのか」という目標達成に向けた取り組みの内容やサービスの種別・頻度や期間を設定する。

[参考条文]

- 厚生省令第三十八号第十三条第六号
- 厚生省令第三十八号第十三条第十二号及び第十五号

②「目標(長期目標·短期目標)」

[理由]

「目標」は、「生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)」に対応して設定されるべきものである。

通常において、解決すべき課題の達成は、段階的に行われるものと考えられ、綿密な計画的支援の積み重ねが必要となる。「目標」を、「長期目標」と 「短期目標」に区分するのはこのためである。

したがって、「長期目標」を達成するための各段階を「短期目標」として明確化し、計画的支援に結びつけるのがこの「目標」のねらいである。

すなわち、必要な「サービス内容 (→④参照)」は、主として「短期目標」 に対応して導き出されるものであり、明確な「短期目標」が設定されなけれ ば必要な「援助内容」やその援助方針を明確にできないこととなる。

[記載要領]

「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。

ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。

「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものである。

緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動するが、 目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた 段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直しを行い記載する。

なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載する こととし、かつ目標は、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはなら ない。

③(「長期目標」及び「短期目標」に付する)「期間」

[理由]

「長期目標」・「短期目標」のいずれにも、「期間」を設定することにしている。目標は達成するために立てられるものであり、目標を達成するために居宅サービス計画があるものである。

この「期間」を設定する理由としては、計画的に支援するということと、 期間の終期に目標の達成が図られているか居宅介護支援の評価を行うこと により、例えば、長期間にわたって漫然とした支援を行うようなことを防止 するという二つがある。

[記載要領]

「長期目標」の「期間」は、「生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)」を、いつまでに、どのレベルまで解決するのかの期間を記載する。

「短期目標」の「期間」は、「長期目標」の達成のために踏むべき段階として設定した「短期目標」の達成期限を記載する。

また、原則として開始時期と終了時期を記入することとし、終了時期が特定できない場合等にあっては、開始時期のみ記載する等として取り扱って差し支えないものとする。

なお、期間の設定においては「認定の有効期間」も考慮するものとする。

④「サービス内容」

[理由]

「短期目標」の達成に必要な最適のサービスの内容とその方針を明らかに する必要がある。

この際、同種の居宅サービスであっても、そのサービスの特性や利用者の希望などにより、いずれの居宅サービス事業者のサービスが最も相応しいかを評価・選択し、「サービス種別」欄に記載していく順番となる。

なお、この際、できるだけ家族が行う援助の内容も明確に記載し、外部サービスと併せて、全体として、どのようなサービス体制が組まれているかを明らかにすることが重要である。

また、特にインフォーマルなサービスや他の制度等に基づくサービス等においては、当該居宅サービス計画作成時において既に行われているサービスがあり、そのサービスがニーズに反せず・利用者及びその家族に定着している場合には、これに配慮し、調和のとれた居宅サービス計画とする必要がある。ただし、介護支援専門員は、必要性が少ない居宅サービスの漫然とした

延長等については当該居宅サービスの意義等を十分説明し、理解を得る必要がある。

[記載要領]

「短期目標」の達成に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明らかにし、適切・簡潔に記載する。

この際、家族等による援助や必要に応じて保険給付対象外サービスも明記し、また、当該居宅サービス計画作成時において既に行われているサービスについても、そのサービスがニーズに反せず、利用者及びその家族に定着している場合には、これも記載する。

なお、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その理由の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載する必要があるが、その理由を当該欄に記載しても差し支えない。

⑤「保険給付の対象となるかどうかの区分」

「理由」

「サービス内容」には、保険給付の対象となる居宅サービスのみならず、 市町村が実施する一般老人保健福祉施策、家族や近隣などのインフォーマル なサービスを含むため、保険給付対象内サービスのみを対象とする給付管理 票への転記を容易にするため、本欄を設ける。

「記載要領」

「サービス内容」中、保険給付対象内サービスについて〇印を付す。

⑥「サービス種別」

[理由]

「サービス内容」及びその提供方針を適切に実行することができる居宅サービス事業者を選定する必要がある。

なお、家族が担う介護部分については、介護者を特定して明らかにしてお く必要がある。

[記載要領]

「サービス内容」及びその提供方針を適切に実行することができる居宅サービス事業者等を選定し、具体的な「サービス種別」及び当該サービス提供を行う「事業所名」を記載する。

家族が担う介護部分についても、誰が行うのかを明記する。

⑦「頻度」・「期間」

[理由]

「サービス内容」に掲げたサービスを、どの程度の「頻度」で実施するか を明らかにする必要がある。

「サービス種別」、「頻度」及び「期間」は給付管理に直結しており、「頻度」を明らかにすることによって、居宅サービス計画の内容を、利用者及びその家族、各種サービス担当者間で定期的に合意・確認することに役立つのみならず、支給限度額内外において如何に効果的にサービスを組み合わせるかを考える要点が明らかとなる。

[記載要領]

「頻度」は、「サービス内容」に掲げたサービスをどの程度の「頻度 (一定期間内での回数、実施曜日等)」で実施するかを記載する。

「期間」は、「サービス内容」に掲げたサービスをどの程度の「期間」にわ たり実施するかを記載する。

なお、「期間」の設定においては「認定の有効期間」も考慮するものとする。

⑧ 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由 「理由]

福祉用具については、利用者の心身の状況に合わない福祉用具が提供されることで自立を妨げてしまうおそれもあり、自立支援の観点から、適切な福祉用具が選定され利用されるように、福祉用具を必要とする理由を把握することが重要である。

[記載要領]

福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。

なお、理由については、別の用紙(別葉)に記載しても差し支えない。

- 3 第3表 : 「週間サービス計画表」
 - ①「主な日常生活上の活動」

[理由]

利用者の起床や就寝、食事、排泄など主要な日常生活に関する活動を明らかにし、対応するサービスとの関係がわかるようにする。

[記載要領]

利用者の起床や就寝、食事、排泄などの平均的な一日の過ごし方について記載する。例えば、食事については、朝食・昼食・夕食を記載し、その他の

例として、入浴、清拭、洗面、口腔清掃、整容、更衣、水分補給、体位変換、 家族の来訪や支援など、家族の支援や利用者のセルフケアなどを含む生活全 体の流れが見えるように記載する。

なお、当該様式については、時間軸、曜日軸の縦横をどちらにとってもかまわない。

②「週単位以外のサービス」

各月に利用する短期入所等、福祉用具、住宅改修、医療機関等への受信状況や通院状況、その他の外出や「多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス」などを記載する。

- 4 第4表:「サービス担当者会議の要点」
 - ①「利用者名」 「記載要領]第1表から転記する。
 - ②「生年月日」 「記載要領]第1表から転記する。
 - ③「住所」 [記載要領] 第1表から転記する。
 - ④「居宅サービス計画作成者氏名」 [記載要領] 第1表から転記する。
 - ⑤「開催日」[記載要領]当該会議の開催日を記載する。
 - ⑥「開催場所」[記載要領]当該会議の開催場所を記載する。
 - ⑦「開催時間」 「記載要領]

当該会議の開催時間を記載する。

⑧「開催回数」

[記載要領]

当該会議の開催回数を記載する。

⑨「会議出席者」

[記載要領]

当該会議の出席者の「所属(職種)」及び「氏名」を記載する。本人又はその家族が出席した場合には、その旨についても記入する。記載方法については、「会議出席者」の欄に記載、もしくは、「所属(職種)」の欄を活用して差し支えない。また、当該会議に出席できないサービス担当者がいる場合には、その者の「所属(職種)」及び「氏名」を記載するとともに当該会議に出席できない理由についても記入する。なお、当該会議に出席できないサービス担当者の「所属(職種)」、「氏名」又は当該会議に出席できない理由について他の書類等により確認することができる場合は、本表への記載を省略して差し支えない。

⑩「検討した項目」

[記載要領]

当該会議において検討した項目について記載する。当該会議に出席できないサービス担当者がいる場合には、その者に照会(依頼)した年月日、内容及び回答を記載する。また、サービス担当者会議を開催しない場合には、その理由を記載するとともに、サービス担当者の氏名、照会(依頼)年月日、照会(依頼)した内容及び回答を記載する。なお、サービス担当者会議を開催しない理由又はサービス担当者の氏名、照会(依頼)年月日若しくは照会(依頼)した内容及び回答について他の書類等により確認することができる場合は、本表への記載を省略して差し支えない。

①「検討内容」

[記載要領]

当該会議において検討した項目について、それぞれ検討内容を記載する。 その際、サービス内容だけでなく、サービスの提供方法、留意点、頻度、 時間数、担当者等を具体的に記載する。

なお、⑩「検討した項目」及び⑪「検討内容」については、一つの欄に統合し、合わせて記載しても差し支えない。

① 「結論」

[記載要領]

当該会議における結論について記載する。

③「残された課題(次回の開催時期等)」

[記載要領]

必要があるにもかかわらず社会資源が地域に不足しているため未充足となった場合や、必要と考えられるが本人の希望等により利用しなかった居宅サービスや次回の開催時期、開催方針等を記載する。

なお、これらの項目の記載については、当該会議の要点を記載するものであることから、第三者が読んでも内容を把握、理解できるように記載する。

5 第5表:「居宅介護支援経過」

[記載要領]

モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について 記載する。

漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努める。

第5表「居宅介護支援経過」は、介護支援専門員等がケアマネジメントを推進する上での判断の根拠や介護報酬請求に係る内容等を記録するものであることから、介護支援専門員が日頃の活動を通じて把握したことや判断したこと、持ち越された課題などを、記録の日付や情報収集の手段(「訪問」(自宅や事業所等の訪問先を記載)、「電話」・「FAX」・「メール」(これらは発信(送信)・受信がわかるように記載)等)とその内容について、時系列で誰もが理解できるように記載する。

そのため、具体的には、

- 日時(時間)、曜日、対応者、記載者(署名)
- 利用者や家族の発言内容
- サービス事業者等との調整、支援内容等
- ・ 居宅サービス計画の「軽微な変更」の場合の根拠や判断

等の客観的な事実や判断の根拠を、簡潔かつ適切な表現で記載する。簡潔かつ適切な表現については、誰もが理解できるように、例えば、

- 文章における主語と述語を明確にする、
- 共通的でない略語や専門用語は用いない、
- 曖昧な抽象的な表現を避ける、
- 箇条書きを活用する、

等わかりやすく記載する。

なお、モニタリングを通じて把握した内容ついて、モニタリングシート等を活用している場合については、例えば、「モニタリングシート等 (別紙) 参照」等と記載して差し支えない。(重複記載は不要)

ただし、「(別紙)参照」については、多用することは避け、その場合、本表に概要をわかるように記載しておくことが望ましい。

※ モニタリングシート等を別途作成していない場合は本表への記載でも可。

V. 「サービス利用票 (兼居宅サービス計画)」について

居宅介護支援事業者は、IV に定める「居宅サービス計画書」において作成された居宅サービス計画の内、保険給付対象内のサービスについては、サービスの実績管理(給付管理票の作成)を月を単位として行い、その結果を国民健康保険連合会に提出するという、一連の「給付管理業務」を行うこととなる。

また、「居宅サービス計画」に位置づけた指定居宅サービス等は、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得なければならないとしており、「給付管理業務」が月を単位として行われるため、当該「居宅サービス計画の説明及び同意」についても月毎に確認を要することとなる。

このため、IVに定める「居宅サービス計画書」のうち前記内容を踏まえ月毎単位で作成するのが「サービス利用票(兼居宅サービス計画)」である。

なお、利用者に「居宅サービス計画の説明及び同意」を得るにあたっては、 当該「居宅サービス計画書」の第1表から第3表まで、第6表及び第7表を提示 しなければならない。

[参考条文]

- · 厚生省令第三十八号第十三条第十号
- 1 第6表:「サービス利用票(兼居宅サービス計画)」

[記載要領]

「居宅サービス計画原案」に位置づけられたサービスをもとに、月単位で作成する。

①「認定済・申請中の区分」

「認定済」・「申請中」の区分のどちらかをOで囲む。「新規申請中」、「区分変更申請中」及び「更新申請中に当該認定有効期間を超えた場合」については「申請中」となり、その他の場合が「認定済」となる。

②「対象年月」

居宅サービス計画の対象となる年月を和暦で記載する。

③「保険者番号」

被保険者証または資格者証に記載された内容を転記する。

④「保険者名」

被保険者証または資格者証に記載された内容を転記する。

⑤「被保険者番号」

被保険者証または資格者証に記載された内容を転記する。

⑥「被保険者氏名」

被保険者証または資格者証に記載された内容を転記する。

⑦「生年月日」

被保険者証または資格者証に記載された内容を転記する。

⑧「性別」

被保険者証または資格者証に記載された内容を転記する。

⑨「要介護状態区分」

「認定済」の場合は、被保険者証に記載された要介護状態区分を〇で囲む。 「申請中」の場合は、居宅サービス計画作成に当たって前提とした要介護状態区分を〇で囲む。

①「変更後要介護状態区分·変更日」

月の途中で要介護状態区分に変更があった場合に、変更後の要介護状態区分を〇で囲み、変更日を記載する。

①「居宅介護支援事業者事業所名担当者名」

居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所の名称及び担当者名を 記載する。ただし、利用者が作成した場合は記載する必要はない。

①「作成年月日」

居宅サービス計画からサービス利用票を作成し、利用者の同意を得た日付を記載する。居宅サービス計画の変更を行った場合は、変更後の居宅サービス計画に基づいてサービス利用票を作成し、利用者の同意を得た日付を記載する。ただし、利用者が作成した場合は、記載する必要はない。

③「利用者確認」

居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票(控)に、利用者の確認を 受ける。ただし、利用者が作成した場合は、記載する必要はない。

(4)「保険者確認印」

利用者が自ら作成した居宅サービス計画に基づきサービス利用票を作成した場合に、その受付を行った市町村が確認印を押印する。ただし、居宅介護支援事業者が作成したサービス利用票を受け付けた場合は、押印する必要はない。

15「届出年月日」

利用者が自ら作成した居宅サービス計画に基づきサービス利用票を作成した場合に、その受付を行った市町村が市町村に届け出た年月日を記載する。ただし、居宅介護支援事業者が作成したサービス利用票を受け付けた場合は、記載する必要はない。

(16)「区分支給限度基準額」

被保険者証に記載された支給限度基準額(単位数)を記載する。「申請中」の場合は、居宅サービス計画作成に当たって前提とした要介護状態区分に応じた1月間当たりの支給限度基準額(単位数)(月途中の変更がある場合には、重い方の「要介護状態区分」に対応した額と一致する。)を記載する。

①「限度額適用期間」

被保険者証に記載された限度額適用期間を記載する。

(18)「前月までの短期入所利用日数」

計画対象月までの短期入所利用日数を記載する。新規認定申請中の場合は、「O」と記載する。

(19)「曜日」

対象月における日付に対応する曜日を記載する。

20「提供時間帯」

サービス提供開始から終了までの予定時刻を 24 時間制で記載する。サービス提供時間帯が決まっているものは、提供時間帯の早い順(0:00~24:00)に記載する。ただし、福祉用具貸与及び短期入所サービスの場合は、記載する必要はない。

②「サービス内容」

適用するサービスコードに対応するサービスの名称(「介護給付費単位数・サービスコード表」の省略名称)を記載する。

②「サービス事業者事業所名」 サービス提供を行う事業所の名称を記載する。

23「予定」

該当するサービスの提供回数(通常は「1」)を記載する。ただし、福祉用 具貸与の場合は、記載する必要はない。

②4 「実績」

サービスを提供した事業所が実績を記載する。計画を作成する時点での記載は、必要ない。

②「合計回数」

各行の「予定」欄に記載された提供回数の合計を記載する。ただし、福祉 用具貸与の場合は、記載する必要はない。

2 第7表 :「サービス利用票別表」

[記載要領]

(1)第6表「サービス利用票」の各行から、支給限度管理の対象となるサービスを全て転記する。記載は、サービス提供事業所毎に記載することとし、同一

事業所で複数のサービスを提供する場合は、サービスコード毎に記載する。また、事業所又はサービス種類(サービスコードの上二桁)が変わる毎に、その事業所又はサービス種類毎の集計値を記載するための集計行を1行ずつ挿入する。(1つのサービス種類について1つしかサービスコードがない場合は、集計行は不要。)

①「事業所名」

第6表「サービス利用票」の②「サービス事業者事業所名」欄から転記する。集計行にも対象事業所名を記載する。

②「事業所番号」

前記①「事業所名」に対応する事業所番号を WAM NET の『介護報酬情報提供システム』等により確認して記載する。集計行にも対象事業所の事業所番号を記載する。

③「サービス内容/種類」

第6表「サービス利用票」の②「サービス内容」欄から転記する。集計行には、サービス種類の名称を記載する。

④「サービスコード」

前記③「サービス内容/種類」に対応するサービスコードを『介護給付費 単位数サービスコード表』により確認して記載する。集計行には、記載する 必要はない。

⑤「単位数」

前記④「サービスコード」に対応する1回当たりの単位を『介護給付費単位数サービスコード表』により確認して記載する。ただし、福祉用具貸与の場合は、記載する必要はない。また、集計行には、記載する必要はない。

⑥「割引後率 (%)」

料金割引を行っている場合には、前記③「サービス内容/種類」に対応する割引率を確認し、割引後の率(割引後率=100%ー割引率(%))をWAMNETの『介護報酬情報提供システム』等の活用により確認し記載する。

⑦「割引後単位数」

前記⑥の記載を行っている場合(料金割引を行っている場合)には、前記

⑤「単位数」に前記⑥「割引後率」を乗じて算出した割引後の単位数(小数点以下四捨五入)を記載する。

⑧「回数」

第6表「サービス利用票」の②「予定」欄から1月間分の合計回数(同表の②「合計回数」欄)を転記する。ただし、福祉用具貸与の場合は、記載する必要はない。また、集計行には、記載する必要はない。

⑨「サービス単位/金額」

前記⑤「単位数」(料金割引を行っている場合は、前記⑦「割引後単位数」) に前記⑧「回数」を乗じて算出した結果を、集計行を識別できるよう括弧書 き等により記載する。区分支給限度管理対象外のサービス(特別地域加算等) については、合計には含めないため、識別できるよう記載する。福祉用具貸 与の場合は、実際の費用額を単位数当たり単価で除した結果(小数点以下四 捨五入)を記載する。

- ⑩「種類支給限度基準額(単位)」※「種類別支給限度管理」表 市町村が種類支給限度基準を定めている場合には、「被保険者証」から、種 類別の支給限度額を転記する。
- ①「合計単位数」※「種類別支給限度管理」表 市町村が種類支給限度基準を定めている場合には、前記⑨「サービス単位 /金額」欄から、サービス種類別に単位数を合計し記載する。
- ②「種類支給限度基準を超える単位数」※「種類別支給限度管理」表前記⑩及び⑪の記載を行った場合(市町村が種類支給限度基準を定めている場合)には、前記⑪「合計単位数」から前記⑩「種類支給限度基準額(単位)」を差引き、種類別に支給限度基準を超える単位数を算出する。

(13)「種類支給限度基準を超える単位数」

市町村が種類支給限度基準を定めている場合には、前記⑫の「種類支給限度基準を超える単位数」の合計に等しくなるように単位数を種類別に振り分ける。

④「種類支給限度基準内単位数」市町村が種類支給限度基準を定めている場合には、前記⑨「サービス単位

/金額」から前記③「種類支給限度基準を超える単位数」で割り振られた単位数を差し引いた単位数を記載する。

(15)「区分支給限度基準額(単位)」

「被保険者証」から、区分支給限度基準額を転記する。

(16)「区分支給限度基準を超える単位数」

種類支給限度基準が設定されていない場合は、前記®から前記®「サービス単位/金額」欄の合計欄の単位数を超える単位数を記載する。

種類支給限度基準額が設定されている場合は、前記⑮から前記⑭「種類支給限度基準内単位数」欄の合計欄を超える単位数を記載する。内訳については、合計欄に等しくなるように単位数を割り振る。

①「区分支給限度基準内単位数」

種類支給限度基準が設定されていない場合は、前記⑨「サービス単位/金額」から、前記⑩で割り振られた単位を差し引いた単位数を記載する。

種類支給限度基準が設定されている場合は、前記⑩「種類支給限度基準(単位)」から、前記⑯で割り振られた単位数を差し引いた単位数を記載する。

18「単位数単価」

各事業所の所在地におけるサービス種類に対応する単位数当たりの単価を、WAM NET『介護報酬情報提供システム』等の活用により確認し記載する。

(19)「費用総額(保険対象分)」

前記①「区分支給限度基準内単位数」に前記®「単位数単価」を乗じて算出した額(円未満切り捨て)を記載する。

20「給付率(%)」

介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載する。利用者 負担の減額対象者、保険給付額の減額対象者等は、被保険者証、減額証等を 参考にして記載する。

②「保険給付額」

前記⑩「費用総額(保険対象分)」に前記⑩「給付率」を乗じて算出した額 (円未満切り捨て)を記載する。

22 「利用者負担(保険対象分)」

前記®「費用総額(保険対象分)」から前記②「保険給付額」を差引いて算出した額を記載する。

なお、端数処理の関係で、実際の事業者の徴収方法(毎回徴収するか、まとめて徴収するか)や、公費負担医療の適用によっては利用者負担が異なる場合があるので注意すること。

② 「利用者負担(全額負担分)」

前記¹⁶「区分支給限度基準を超える単位数」に前記¹⁸「単位数単価」を乗じて算出した額(円未満切り捨て)を記載する。

- (2) 要介護認定期間中の短期入所利用日数
- ①「前月までの利用日数」 サービス利用票の前月までの短期入所利用日数の合計を転記する。
- ②「当月の計画利用日数」

当月中に計画に位置づけた短期入所サービスの利用日数のうち、限度額内の単位数に相当する日数を記載する。

- ③「累計利用日数」
 - ①と②の累計日数を記載する。

VI 「施設サービス計画書」の記載項目について (「居宅サービス計画書」との相違点)

- 1 第1表:「施設サービス計画書(1)」
 - ①「施設サービス計画作成者氏名及び職種」

[記載要領]

当該施設サービス計画作成者の氏名及び職種を記載する。

②「要介護状態区分」

[居宅サービス計画書との相違点] 経過措置入所者に対応するため「その他」を挿入。

[記載要領]

被保険者証に記載された「要介護状態区分」を転記する。

- 2 第2表:「施設サービス計画書(2)」
 - ①「サービス内容」

[居宅サービス計画書との相違点]

理美容サービスや特別の食事など保険給付対象外のサービスについての 記載。

[記載要領]

「短期目標」の達成に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明らかにし、適切・簡潔に記載する。

この際、できるだけ家族による援助も明記し、また、当該居宅サービス計画作成時において既に行われているサービスについても、そのサービスがニーズに反せず、利用者及びその家族に定着している場合には、これも記載する。

なお、理美容サービスや特別の食事など保険給付対象外のサービスについて〇印を付すと管理しやすい。

②「担当者」

[居宅サービス計画書との相違点]

「援助内容」欄のうち、「サービス種別」を「担当者」欄に変更。

[記載要領]

記載した「サービス内容」に基づきサービスを提供する「担当者」を記載 する。

3 第3表 :「週間サービス計画表」

[居宅サービス計画書との相違点]

第4表「日課計画表」との選定による使用を可能とする。

4 第4表:「日課計画表」

[記載要領]

「共通サービス」及び「担当者」には、日常の業務として他の利用者と共通 して実施するサービス(右欄「共通サービスの例」参照)とその担当者を記

載する。

「個別サービス」及び「担当者」には、当該利用者に個別に実施するサービスとその担当者を記載する。

各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体御中



← 厚生労働省 介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の 取扱いについて

計13枚(本紙を除く)

Vol.959

令和3年3月31日

厚生労働省老健局

介護保険計画課、高齢者支援課、

認知症施策•地域介護推進課、老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TFI: 03-5253-1111(内線 3936)

FAX: 03-3503-7894

老介発 0331 第 1 号 老高発 0331 第 2 号 老認発 0331 第 3 号 老老発 0331 第 2 号 令和 3 年 3 月 3 1 日

各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 御中 各介護保険関係団体

> 厚生労働省老健局介 護 保 険 計 画 課 長 (公印省 略) 高 齢 者 支 援 課 長 (公印省 略) 認知症施策・地域介護推進課長 (公 印 省 略) 老 人 保 健 課 長 公 印 省 (略)

居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて

居宅介護支援に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについては、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(令和2年度)の資料においてお示ししたとおり、「居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業(令和2年度老人保健健康増進等事業)」((株)三菱総合研究所実施)において、現場の実践者を中心に委員会を設置し、居宅介護支援における業務負担の軽減等を通じた環境整備を図る観点や、介護支援専門員を取り巻く環境や業務の変化を前提に、質の担保を図りつつ、対応可能な具体的かつ実質的な業務負担の軽減等の議論を行ってきたところですが、当該事業を踏まえ、今般、別添のとおり「「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について」(平成22年7月30日老介発0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号・老老発0730第1号)を一部改正し、標記通知を発出いたしますので、各都道府県におかれましては、趣旨をご理解の上、管内市区町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようお願いいたします。

なお、別添のうち、今般の改正以外の内容については、既にお示ししているところですが、発出してから、長期間経過し、各項目に係る取扱いの周知が徹底されていないことや、 居宅介護支援事業所と各保険者において、認識が一致しないなどの状況が生じている等の ご意見がある旨承知しております。 各項目に係る取扱いの可否については、<u>介護支援専門員の判断を十分に踏まえ、各市町村においては、その可否に係る判断にあたっては根拠を示し、双方が理解できる形で対応がなされるよう、改めて特段のご配意をお願いいたします。</u>

そのため、日頃から、<u>居宅介護支援事業所におかれましては、例えば、各地域の職能団体等を通じて、今般の各項目に係る取扱いについて、各地域の実情を踏まえた基本的な考え方等の整理や合意が図られるよう、意見交換会や協議の場等の開催を各市町村に提案し、一方、各市町村におかれましては、これらの場を積極的に活用し、双方の認識共有、合意形成の一層の充実に努められますよう併せてお願いいたします。</u>

また、平成30年4月から居宅介護支援事業所の指定権限を各都道府県から市町村に移譲し、これまで全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議においてもお願いしてきたところでありますが、各都道府県におかれましては、改めて市町村に対して必要な支援を実施していただくよう、上記について、ご承知いただき、適切な支援や対応をお願いいたします。

なお、当該通知の「I 居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援 専門員関係」については、本通知の適用に伴い廃止します。

また、当該事業に係る報告書については、事業完了次第、ご参考いただくために別途その掲載先をお知らせいたしますので、あらかじめご了知いただきますようお願いいたします。

- ・ (別添) 居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い
- ・ (参考) 「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について」 (平成22年7月30日老介発0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号) (別添)の一部改正後全文

居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い

項目	項目に対する取扱い
1 居宅介護支援	
	居宅介護サービス計画書(ケアプラン)の記入例については、例えば、 ・「居宅サービス計画書作成の手引」(発行(財)長寿社会開発センター) ・「居宅サービス計画ガイドライン」(発行(福)全国社会福祉協議会) など、市販されている参考書籍が多数発刊されている。また、介護支援専門員実務研修なども地域において様々開催され、特にケアマネの資格取得に必修となっている「実務研修」には「居宅サービス計画等の作成」、一定の実務経験をもとに専門知識の習得を目指す「専門研修」においても事例研究等の研修課程を設けているところであり、これらの活用を図られたい。
(2)居宅サービス計画書の更新の時期の明確 化について	居宅サービス計画書の更新(変更)については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企22厚生労働省老人保健福祉局企画課、以下「基準の解釈通知」という。)の「第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3 運営に関する基準」において、 ①モニタリングを行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等に応じて居宅サービスを変更(③居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等) ②介護支援専門員は、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合など本号に掲げる場合(※)には、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする(⑤居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等よる専門的意見の聴取) と規定しているところである。 したがって、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という。)においても、モニタリングにより利用者の状態(解決すべき課題)に変化が認められる場合や、要介護認定の更新時において、居宅サービス計画書の更新(変更)を求めているところであり、これを周知徹底したい。 ※基準第13条15 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。(中略) イ 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ロ 要介護認定を受けている利用者が法第28条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
(3)緊急入院等におけるモニタリングの例外について	基準の解釈通知の「第 II 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 3 運営に関する基準 (7)指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針 ⑭モニタリングの実施」において、「特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い(以下略)」とされている。 さらに、「特段の事情」とは、「利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すもの」としているところである。 従って、入院・入所等利用者の事情により利用者の居宅において面接することができない場合は「特段の事情」に該当し、必ずしも訪問しなければ減算となるものではない。 ただし、入院・入所期間中でもモニタリングをしていく必要性はあることから、その後の継続的なモニタリングは必要となるものであり、留意されたい。
扱について(会議とモニタリングを同時に行うこ	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38)の第13条に掲げるケアマネジメントの一連のプロセスについては、第1条に掲げる基本方針を達成するために必要となる 業務を列挙しているものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めていくことが必要となる。 しかしながら、より効果的・効率的な支援を実施することが可能な場合は、必ずしも同基準に掲げるプロセスの順序に固執するものではなく、例えば、困難事例への対応に関して、関係機関が集まって、それぞれの機関が把握している情報を共有し、まずは現状の評価を行うという場合について、サービス担当者会議とモニタリングを同時に行うことも考えられる。

2 介護予防支援	
(1)地域包括支援センターの指定介護予防支援業務の委託に関する事務手続きについて	要支援者に係る地域包括支援センターの指定介護予防支援業務の委託の事務手続きについては、「介護予防支援業務の実施に当たり重点化・効率化が可能な事項について」(平成19年7月23日老振発 0723001・老老発0723001、厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知)の1 (3)において、「介護予防サービス・支援計画書(中略)の作成契約は、利用者及び地域包括支援センターとの間で締結するもの であり、地域包括支援センターが介護予防サービス・支援計画書作成を指定居宅介護支援事業者と略)に委託している場合であっても、利用者と委託先の指定居宅介護支援事業者との間で改めて契約を締結 する必要はない。」とされているところであり、利用者は地域包括支援センターと委託先の居宅介護支援事業者の両者と契約する必要はないので、ご留意されたい。 ただし、利用者、地域包括支援センター、委託先の居宅介護支援事業所の三者の間の役割分担上の混乱を避ける観点から、一定の取り決めを行うことも想定される。
(2)介護予防支援業務における介護予防支援・ サービス評価表の記載内容について	介護予防支援業務における介護予防支援・サービス評価表の記載内容については、保険者の自主的な判断により介護予防を推進していく観点から、保険者において個別に最良の様式を定めていることから、 個々の評価表において記載されている内容にある程度差が生じることは想定されるところである。 なお、国においては、「介護予防支援業務に係る関係様式例の提示について」(平成18年3月31日老振発0331009号厚生労働省老健局振興課長通知)の「介護予防支援業務に係る関連様式例記載要領」の「4 介護予防サービス・支援評価表」において標準様式を示しているところであり、今後も活用されたい。

3 ケアプランの軽微な変更の内 容について(ケアプランの作成)	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」(以下、「基準の解釈通知」という。)の「第 II 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3 運営に関する基準」の「(7)指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針」の「⑥居宅サービス計画の変更」において、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という。)の第13条第3号から第12号までに規定されたケアブラン作成にあたっての一連の業務を行うことを規定している。 なお、「利用者の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、この必要はないものとする。」としているところである。
サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画 の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画 の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画 の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画 の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これらはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画 の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
目標もサービスも変わらない(利用者の状況以 外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に配当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画 の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
目標を達成するためのサービス内容が変わる だけの場合	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する 場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画 の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。)のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。

4 ケアプランの軽微な変更の内 容について(サービス担当者会議)	基準の解釈通知のとおり、「軽微な変更」に該当するものであれば、例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知したほうが良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準 の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。
サービス利用回数の増減によるサービス担当 者会議の必要性	単なるサービス利用回数の増減(同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など)については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられ、サービス担当者会議の開催など、必ずしも 実施しなければならないものではない。 しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の 解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。
ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当 者会議の全事業所招集の必要性	ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 ただし、サービス担当者会議を開催する必要がある場合には、必ずしもケアプランに関わるすべての事業所を招集する必要はなく、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照 会等により意見を求めることが想定される。
「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱い	「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱いについては、まずはモニタリングを踏まえ、サービス事業者間(担当者間)の合意が前提である。その上で具体的には、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号)の「課題分析標準項目(別添)」等のうち、例えば、 ・「健康状態(既往歴、主傷病、病状、痛み等)」 ・「ADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等)」 ・「IADL(調理、掃除、買い物、金銭管理、服薬状況等)」 ・「自常の意思決定を行うための認知能力の程度」 ・「意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーション」 ・「社会との関わり(社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等)」 ・「排尿・排便(失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度など)」 ・「掃尿・排便(失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度など)」 ・「福瘡・皮膚の問題(稠瘡の程度、皮膚の清潔状況等)」 ・「口腔衛生(歯・口腔内の状態や口腔衛生)」 ・「食事摂取(栄養、食事回数、水分量等)」 ・「行動・心理症状(BPSD)(妄想、誤認、幻覚、抑うつ、不眠、不安、攻撃的行動、不穏、焦燥、性的脱抑制、収集癖、叫声、泣き叫ぶ、無気力等)」 等を総合的に勘案し、判断すべきものである。

5 暫定ケアプランについて	
看取り期など限定的な局面時における暫定ケア	暫定ケアブランについて、利用者の状態等を踏まえ、本ケアブラン(原案)においても同様の内容が見込まれる場合(典型的には看取り期が想定されるが、これに限られない。)は、暫定ケアブラン作成の際に
プラン作成時のプロセスの取扱いについて	行った「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚令38)の第13条に掲げるケアマネジメントの一連のブロセスについて、必ずしも改めて同様のプロセスを踏む必要はない。

6 その他	
	ケアプラン作成依頼(変更)届出書の標準様式については、「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について」等の一部改正において、要介護認定等に係る調査内容等の提示について、依頼者の同 意欄を設けているが、当該欄に係る同様の内容が必要な場合について、各保険者において別の同様の文書・資料の提出や手続きの申請等を求めている場合は、当該欄の活用や当該標準様式の項目の追加等 の工夫を行うことで、二重の手間を求めることは避ける対応を図られたい。

介護保険制度に係る書類・事務負担の見直しに関するアンケート(「早期に対応が可能なもの」に関する対応)

I 介護報酬

項目	意見への対応
(1)介護給付費請求書等、介護報酬の請求に 係る書面の記入方法について	介護給付費請求書等、介護報酬の請求に係る書面の記入方法については、「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成13年11月16日老老発第31号)で示しており、また、返戻の理由については、原因が特定できるよう返戻事由別にエラーコードが設けられており、国民健康保険団体連合会からの通知に記載されているところであるが、今後も内容が明快なものとなるように配慮してまいりたい。
(2)返戻事由別のエラーコードについて	返戻事由別のエラーコードについては、請求誤りの理由を明確にするため、必要最低限のもののみを示すこととしているところであるが、今後もこの考え方に基づき、適切に運用してまいりたい。

Ⅱ 要介護認定

	事務連絡「末期がん等の方への要介護認定等における留意事項について」(平成22年4月30日 厚生労働省老人保健課)により、末期がん等の方の要介護認定については、暫定ケアプランの作成、迅速な要 介護認定の実施等の取組を徹底するよう周知したところ。	
(2)自治体間における認定基準の統一化について	全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正な要介護認定を実現するため、認定調査員や主治医等に対して研修会の開催、都道府県、指定都市における実施のための経済的支援、当該研修の充実を図るための研修テキストの作成などを行っているところ。今後とも、認定調査員等の資質向上を図り、適切な要介護認定が行われるよう、研修の充実を図る。	

Ⅲ 住宅改修•福祉用具

(2)住宅改修が必要な理由書の内容の重複について	住宅改修が必要な理由書については、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」(平成12年3月8日老企第42号)でお示ししているとおり、1ページに利用者の身体状況、介護状況等の利用者が置かれている総合的状況を記載し、これを踏まえて、2ページに活動ごとに改善しようとしている生活動作とその動作を行う上で困難な状況等の個別詳細な状況や改修項目を記載するものであり、内容の重複はないと考えている。 なお、居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記載内容により確認することができる項目について、「別紙居宅サービス計画中〇〇欄参照」と記載する等により、理由書への記載を省略して差し支えない。
(3)住宅改修が必要な理由書への記載の省略について	住宅改修が必要な理由書については、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」(平成12年3月8日老企第42号)においてお示ししているとおり、利用者に対する居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の記載内容により確認することができる項目について、「別紙居宅サービス計画中〇〇欄参照」と記載する等により、理由書への記載を省略して差し支えない。
(4)住宅改修に関する申請書の「改修の箇所及 び規模」の確認方法について	「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について(平成12年3月8日老企第42号)」でお示ししているとおり、当該記載箇所については、同時に提出する「当該申請に係る住宅改修の予定の状態 が確認できるもの」においてこれらの内容が明らかにされている場合には、「別紙〇〇参照」と記載する等により、申請書には工事種別のみを記載することとして差し支えない。

Ⅳ 指定・更新・変更

(1)指定更新時における申請書類について	指定居宅サービス等の指定更新時における申請書類については、「介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)」第115条等によりサービスごとに示しているところであるが、指定権者(都道府県 知事又は市区町村長)は、事業者(施設)が既に提出している事項の一部に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略することができることとされており、各指定権者に当たっ ては、こうした取扱いの周知を図ることによる事業者の事務負担の簡素化に努められたい。 なお、例えば、訪問介護に関する指定・更新に当たって必要とされている書類についてまとめると、別表1のとおりである。
(2)新規指定の申請様式について	指定居宅サービス等の指定申請に関する様式等については、「指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(参考例)の送付について(平成21年4月24日老健局振興課事務連絡)」(以下「参考例事務連絡」という。)において、厚生労働省から参考例を示しているところであり、各自治体において引き続き活用されたい。
(3)指定の変更の届出様式について	指定居宅サービス等の変更の届出に関する様式等については、参考例事務連絡において、厚生労働省から参考例を示し、各自治体において適宜追加・修正等の上、引き続き活用されたい。
(4)指定居宅サービスの指定等事務に関する 勤務体制一覧表について	指定居宅サービスの指定等事務に関する様式等については、参考例事務連絡において、厚生労働省から参考例を示し、各自治体において適宜追加・修正等の上、活用されているところであるが、同事務連絡における参考様式1(従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表)の備考7において、「各事業所・施設において使用している勤務割表等(既に事業を実施しているときは直近月の実績)により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。」としているところであり、各自治体においてはこうした取扱いの活用により事務負担の簡素化に努められたい。
(5)居宅サービスの各事業所の運営規程について	運営規程については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)」(以下「指定居宅サービス基準」という。)等によりサービスごとに定めておく事項を示しているところであるが、例えば訪問介護については「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日を企第25号)」(以下「居宅基準解釈通知」という。)第三の一の1(17)において「同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない」こととしており、例えば同一事業所において訪問介護と介護予防訪問介護の指定を併せて受け、かつ一体的な事業運営をしている場合、運営規程を一体的に作成してよい。

V その他

(1)介護予防事業特定高齢者施策のケアプラン作成について	介護予防事業におけるケアプランについては、特に必要な場合等を除き、原則、地域包括支援センターによる作成を不要にするなど、事業の効率化を図ることとする。 【近日中に通知発出予定】
(2)特定高齢者施策の簡素化等について	介護予防事業については、例えば、対象者の選定方法を健診に代えて高齢者のニーズを把握するための調査を活用する方法に見直す、事業内容をより高齢者のニーズに合ったものに見直すなど、事業の効率化、充実を図ることとする。 【近日中に通知発出予定】
(3)通所介護の個別機能訓練加算における「個別機能訓練計画」及び介護予防通所介護の運動器機能向上加算における「運動器機能向上計画」について	『「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について1等の一部改正について(平成20年7月29日厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知)』において、通所介護における個別機能訓練計画等については通所介護計画等との一体的作成を認めることとしたところであり、各自治体におかれてはこれを徹底されたい。 【参考】平成20年実施の事務負担軽減(個別機能訓練加算・運動器機能向上加算関係)(別表2)
(4)通所介護の個別機能訓練加算における「個別機能訓練計画」及び介護予防通所介護の運動器機能向上加算における「運動器機能向上計画」について	利用者ごとに保管され、常時事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧可能とするように求めている「個別機能訓練に関する実施記録(実施時間・訓練内容・担当者等)」については、栄養改善加算、口腔機能向上加算、運動器機能向上加算における定期的な記録に関する取扱いと同様に、指定居宅サービス基準第105条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録に所要の事項を記録している場合は、改めて記録する必要はなく、また、あらかじめ策定された個別機能訓練計画に基づき実施記録チェック表などを策定し、当該表にチェックをしていく方法等によることも可能である。
(5)介護職員処遇改善交付金の申請手続の簡素化について	介護職員処遇改善交付金の申請手続については、「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」において示しているところであるが、平成22年3月30日付けで一部改正を行い、都道府県の判断で、交付金を受け ようとする事業者が前年度の対象事業者の承認を受けている場合において、キャリアパス要件等届出書や計画書添付書類の内容に変更がないときは、その提出を省略させることができることとしたところであ る。
(6)介護職員処遇改善交付金に関する様式等の統一について	「介護職員処遇改善交付金申請の際の添付資料の簡素化について(お願い)(平成21年11月13日老健局介護保険計画課事務連絡)」において、全国の都道府県に対し、添付書類を必要最小限に限るよう要請 し、手続きの簡素化を図ったところであり、引き続き適切な運用が図られるよう配慮してまいりたい。
(7)介護職員処遇改善交付金に関する説明会 の開催について	これまで、例えば「全国介護保険担当課長会議」(H21.5.28)等の機会において、本交付金の説明会を行ってきたところであり、各都道府県においてもそれぞれ説明会等が行われている。なお、本交付金の概要 については、厚生労働省のホームページにおいても掲載しているところであり、参照いただきたい。

(8)介護職員処遇改善交付金のキャリアパス 要件について	長期的に介護職員の確保・定着の推進を図るためには、能力、資格、経験等に応じた処遇がなされることが重要との指摘を受けているところであり、厚生労働省としては、介護職員処遇改善交付金事業を介護の現場にキャリアパスの仕組みを導入・普及促進する一つの契機と捉え、「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について(平成22年3月30日付厚生労働省老健局長通知)」により「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」の一部改正を行い、キャリアパス要件等の追加を行ったところ。 キャリアパス要件の内容及び様式・添付書類については、可能な限り簡素なものとするとともに、キャリアパスを賃金に反映しがたい場合は資質向上のための取り組みを行うことで可とするなど小規模な事業所にも配慮したものとしたほか、適用時期については平成22年10月とし、都道府県における介護サービス事業者に対する周知期間及び介護サービス事業者の準備期間を十分に確保する等の措置を行っているところである。
(9)介護職員処遇改善交付金のキャリアパスモデルについて	厚生労働省ホームページにおいて、介護の関係団体作成のキャリアパスモデルをとりまとめ、掲載しているので、ご参照願いたい。
(10)介護職員処遇改善交付金のキャリアパス 要件等届出書を法人ごとで届け出る場合の取 扱いについて	キャリアパス要件等届出書については、介護職員処遇改善計画書と同一の単位(法人ごと等)で作成して差し支えない。
(11)通所介護計画の作成担当者について	通所介護計画については、指定居宅サービス基準第99条第1項により管理者が作成しなければならない取扱いとしているところであるが、実際の作成については居宅基準解釈通知第三の六の3(3)において、 ① 通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者に取りまとめを行わせるものとし、とあり、実質的な作成を生活相談員が行うことは差し支えない。 ② 通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業員が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。 としている。 したがって、最終的に通所介護計画が管理者の責任において作成されることは必要であるが、実際の作業業務は、生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員が共同して行って差し支えないことから、各事業所の実業に応じて適切な業務分担をしていただきたい。
(12)訪問介護における院内介助の取扱いについて	訪問介護における院内介助の取扱については、「『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』の適用関係について」(平成15年5月8日老振発第0508001号、老老発第0508001号)において、「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる」とされているところである。 なお、「訪問介護における院内介助の取扱いについて」(平成22年4月28日事務連絡)において、改めて、示しているところであり、今後とも周知徹底を図りたい。
(13)特定施設入居者生活介護における一時介 護室の取扱について	特定施設入居者生活介護における一時介護室の取扱については、運営基準等に係るQ&A(平成13年3月28日事務連絡)で示しているところであるが、今後も事務連絡のとおり、全ての居室が介護居室である場合は一時介護室は設けないこととして差し支えないと考える。なお、運営基準に係るQ&Aの取扱いに関する事例を示すと、以下の通りである。 【具体例】 ・全室介護居室であって、2人居室がある場合
(14)認知症対応型通所介護の利用者について	認知症対応型通所介護の利用者については、医師の診断書等の画一的な取り扱いで確認を求めるものではないが、サービス担当者会議や、介護支援専門員のアセスメント等において、当該利用者にとっての 認知症対応型通所介護サービスの必要性及び利用目的を十分に検討・確認されたい。

	高額医療・高額介護合算制度における申請手続については、介護保険法施行規則及び医療保険各法の施行規則において、介護保険担当課及び医療保険担当課の両窓口に申請する旨規定されているが、国 民健康保険制度又は後期高齢者医療制度の加入者については、市町村の判断により手続を省略することができ、申請を国民健康保険担当課又は後期高齢者医療担当課のみに行えばよいうという取扱いを可能としている。
(16)日用品費等の取扱いについて	介護報酬の算定における日常生活費の解釈については、通知、Q&A等において統一的な解釈を示しているところであり、今後とも周知徹底を図りたい。 【「日常生活費」の具体例】利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
(17)生活援助の取扱いについて	訪問介護の生活援助について、個々の利用者の状況に応じて判断するものであり、同居家族がいることをもって一律機械的に拒否するべきものではなく、今後も周知徹底を図りたい。 (平成21年12月に、自治体に対して取扱を再周知したところ)

【別表 1】指定時及び更新時における必要書類(訪問介護の場合)

事項	更新時
事業所の名称・所在地	
申請者の名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名、生年月日、	要
住所、職名	
事業の開始予定年月日	不要
定款、寄付行為、登記事項証明書等	
平面図	
管理者、サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所、経歴	既に指定権者に提出してい
運営規定	<u>る事項に変更がないときは</u>
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	省略可能(※)
従業者の勤務の体制・勤務形態	
資産の状況	
居宅介護サービス費の請求に関する事項	
(欠格事由に該当しないことに関する)誓約書	
役員の氏名、生年月日、住所	要
その他指定権者が必要と認める事項	
現に受けている指定の有効期間満了日	

[※] 居宅サービスと一体的に介護予防サービスを運用する場合も同様の取扱いが可能

【別表2】(参考)平成20年実施の事務負担軽減(個別機能訓練加算・運動器機能向上加算関係)

関係する加算	改正の概要(平成 20 年 8 月 1 日施行)
個別機能訓練加算	〇 個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画に記載する場合
(通所介護)	は、その記載をもって代替することができる。
運動器機能向上加算	〇 運動器機能向上計画に相当する内容を介護予防通所介護計画に記
(介護予防通所介護)	載する場合は、その記載をもって代替することができる。
	〇 運営基準において作成が義務付けられている「サービスの提供の記
	録において」運動器機能向上加算の要件となっている「運動器の機能
	の定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録をもっ
	て代替することができる。